

【公開版】

日本原燃株式会社	
資料番号	抑制 00-01 R O
提出年月日	令和 3 年 9 月 13 日

設工認に係る補足説明資料

本文、添付書類、補足説明項目への展開（抑制）

（再処理施設）

1. 概要

- 本資料は、再処理施設の技術基準に関する規則「第44条 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備」に関して、基本設計方針に記載する事項、添付書類に記載すべき事項、補足説明すべき事項について整理した結果を示すものである。
- 整理にあたっては、「共通06：本文（基本設計方針、仕様表等）、添付書類（計算書、説明書）、添付図面で記載すべき事項」及び「共通07：添付書類等を踏まえた補足説明すべき項目の明確化」を踏まえて実施した。

2. 本資料の構成

- 「共通06：本文（基本設計方針、仕様表等）、添付書類（計算書、説明書）、添付図面で記載すべき事項」及び「共通07：添付書類等を踏まえた補足説明すべき項目の明確化」を踏まえて本資料において整理結果を別紙として示し、別紙を以下の通り構成する。
 - 別紙1：基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較
事業変更許可 本文、添付書類の記載をもとに設定した基本設計方針と発電炉の基本設計方針を比較し、記載程度の適正化等を図る。
 - 別紙2：基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
基本設計方針の項目ごとに要求種別、対象設備、添付書類等への展開事項の分類、第1回申請の対象、第2回以降の申請書ごとの対象設備を展開する。
 - 別紙3：基本設計方針の添付書類への展開（追而）
基本設計方針の項目に対して、展開事項の分類をもとに、添付書類単位で記載すべき事項を展開する。
 - 別紙4：添付書類の発電炉との比較（追而）
添付書類の記載内容に対して項目単位でその記載程度を発電炉と比較し、記載すべき事項の抜けや論点として扱うべき差がないかを確認する。なお、規則の名称、添付書類の名称など差があることが明らかな項目は比較対象としない（概要などは比較対象外）。
 - 別紙5：補足説明すべき項目の抽出（追而）
基本設計方針を起点として、添付書類での記載事項に対して補足が必要な事項を展開する。発電炉の補足説明資料の実績との比較を行い、添付書類等から展開した補足説明資料の項目に追加すべきものを抽出する。
 - 別紙6：変更前記載事項の既工認等との紐づけ
基本設計方針の変更前の記載事項に対し、既認可等との紐づけを示す。
※本別紙は、別紙1による基本設計方針の記載事項の確定後に示す。

別紙

抑制00-01 【本文、添付書類、補足説明項目への展開(抑制)】

別紙				備考
資料No.	名称	提出日	Rev	
別紙1	基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較	9/13	0	
別紙2	基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開	9/13	0	
別紙3	基本設計方針の添付書類への展開	9/13	0	※本別紙は追而とする。
別紙4	添付書類の発電炉との比較	9/13	0	※本別紙は追而とする。
別紙5	補足説明すべき項目の抽出	9/13	0	※本別紙は追而とする。
別紙6	変更前記載事項の既工認等との紐づけ	9/13	0	※本別紙は、別紙1による基本設計方針の記載事項の確定後に示す。

別紙 1

基本設計方針の許可整合性、 発電炉との比較

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較

第四十四条 (工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備 (放水設備)) (1 / 11)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備) 第四十四条 再処理施設には、重大事故が発生した場合において工場等外への放射性物質及び放射線の放出を抑制するために必要な設備が設けられていなければならない。放①a</p> <p>【「等」の解説】 「重大事故等」については事業指定基準規則の表記に基づく用語として許可の記載のとおりとした。(以下同じ)</p> <p>(当社の記載) <不一致の理由> 再処理施設の事業変更許可の記載に合わせて化学火災について記載しているが、再処理施設特有の事象のため発電炉には記載していない。</p>	<p>【凡例】 下線：基本設計方針に記載する事項(丸数字で紐づけ) 波線：基本設計方針と許可の記載の内容変更部分 灰色ハッチング：基本設計方針に記載しない事項 黄色ハッチング：発電炉設工認と基本設計方針の記載内容が一致する箇所 ■：発電炉との差異の理由 □：許可からの変更点等</p> <p>7.13 放出抑制設備 7.13.1 放水設備 再処理施設のうち使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋において重大事故等が発生し、大気中への放射性物質の放出に至るおそれがある場合、建物に放水し、放射性物質の放出を抑制するために必要な重大事故等対処設備を設ける設計とする。 放①a</p> <p>【許可からの変更点等】 設工認において設計として明確化するため記載を適正化した。(以下同じ)</p> <p>再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災が発生した場合、泡消火又は放水による消火活動を実施するために必要な重大事故等対処設備を設ける設計とする。放①b</p>	<p>リ. その他再処理設備の附属施設の構造及び設備 (ロ) 重大事故等対処設備</p> <p>(viii) 放出抑制設備 (a) 放水設備 再処理施設のうち使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋において重大事故等が発生し、大気中への放射性物質の放出に至るおそれがある場合、建物に放水し、放射性物質の放出を抑制するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。放①a</p> <p>放射性物質の放出を抑制するための対処及び航空機燃料火災、化学火災への対処では、放水設備の大型移送ポンプ車、可搬型放水砲、ホイールローダ及び可搬型建屋外ホース、水供給設備の一部である第1貯水槽、代替安全冷却水系の一部であるホース展張車及び運搬車、補機駆動用燃料補給設備の軽油貯槽及び軽油用タンクローリ並びに計装設備の一部を使用する。放②放③</p> <p>再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災が発生した場合、泡消火又は放水による消火活動を実施するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。放①b</p>	<p>9.15 放出抑制設備 9.15.1 放水設備 9.15.1.1 概要 再処理施設のうち使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋において重大事故等が発生し、大気中への放射性物質の放出に至るおそれがある場合、建物に放水し、放射性物質の放出を抑制するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。放④</p> <p>(双方の記載) <不一致の理由> 放射性物質の放出を抑制する方針は同じであるが、対象設備の違いにより記載が異なる。</p> <p>再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災が発生した場合、航空機燃料火災、化学火災に対応するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。放④</p>	<p>3.2.10 原子炉建屋放水設備 (1) 大気への拡散抑制及び航空機燃料火災対応 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損に至った場合において、発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための重大事故等対処設備及び原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応できる設備として、原子炉建屋放水設備を設ける設計とする。</p>	<p>放①a (P2から)</p> <p>放①b (P3から)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較

第四十四条 (工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備 (放水設備)) (2 / 11)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) <不一致の理由> 再処理施設の事業変更許可の記載に合わせて設備構成を記載しているが、発電炉では記載していない。</p>	<p>放水設備は、大型移送ポンプ車、可搬型放水砲、ホイールローダ及び可搬型建屋外ホースで構成する。放①a</p>	<p>放水設備は、大型移送ポンプ車、可搬型放水砲、ホイールローダ及び可搬型建屋外ホースで構成する。放①a</p> <p>水供給設備の一部である第1貯水槽、補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油貯槽及び計装設備の一部を常設重大事故等対処設備として設置する。放②</p> <p>代替安全冷却水系の一部であるホース展開車及び運搬車、補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油用タンクローリ並びに計装設備の一部を可搬型重大事故等対処設備として配備する。放②</p> <p>水供給設備については「リ.(2)(i)(b)(ロ)1 水供給設備」に、補機駆動用燃料補給設備については「リ.(4)(vii) 補機駆動用燃料補給設備」に、計装設備については「ヘ.(3)(ii)(a) 計装設備」に、代替安全冷却水系については「リ.(2)(i)(b)(ロ)2 代替安全冷却水系」に示す。放②</p>	<p>(双方の記載) <不一致の理由> 放水に係る方針は同じであるが対象設備の違いにより記載が異なる。</p>	<p>放①a (P1へ)</p>	<p>放①a (P1へ)</p>
<p>(当社の記載) <不一致の理由> 再処理施設の事業変更許可の記載に合わせてセル又は建物へ注水できる設計を記載しているが、発電炉では記載していない。</p>	<p>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋において重大事故等が発生し、大気中への放射性物質の放出に至るおそれがある場合、放射性物質の放出を抑制するために、可搬型放水砲の設置場所を任意に設定し、大型移送ポンプ車から供給する水を、可搬型建屋外ホースを介して可搬型放水砲へ供給し、建物へ放水できる設計とする。放①c</p> <p>また、セル又は建物へ注水できる設計とする。放①a</p>	<p>放水設備は、再処理施設のうち使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋において重大事故等が発生し、大気中への放射性物質の放出に至るおそれがある場合、大型移送ポンプ車から供給する水を、可搬型建屋外ホースを介して可搬型放水砲により建物に放水できる設計とする。放②</p> <p>また、セル又は建物へ注水できる設計とする。放①a</p>	<p>大気への放射性物質の拡散を抑制するための重大事故等対処設備として、原子炉建屋放水設備は、可搬型代替注水大型ポンプにより海水を取水し、ホース等を経由して放水砲から原子炉建屋へ放水できる設計とする。</p>	<p>放①c (P3へ) (P10から)</p>	<p>放①a (P1へ)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較

第四十四条 (工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備 (放水設備)) (3 / 11)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 再処理施設の事業変更許可の記載に合わせて可搬型放水砲は、ホイールローダを用いて運搬できる設計を記載しているが、発電炉では記載していない。</p> <p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 再処理施設の事業変更許可の記載に合わせて化学火災について記載しているが、再処理施設特有の事象のため発電炉には記載していない。</p> <p>【許可からの変更点等】 火災に対応するための設計方針を明確にするため、記載を適正化した。また、「火災時に対応できる設計」に使用する資機材として泡消火薬剤について、必要量とともに記載した。</p>	<p>放水設備は、移動等により複数の方向から再処理施設の各建物に向けて放水することが可能な設計とする。放①c</p> <p>放水設備の可搬型放水砲は、ホイールローダを用いて運搬できる設計とする。放⑧</p> <p>再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災の対応を行うために、可搬型放水砲の設置場所を任意に設定し、大型移送ポンプ車から水及び泡消火薬剤(2m³)を、可搬型建屋外ホースを介して可搬型放水砲へ供給することで、放水による消火活動を行い、航空機燃料火災、化学火災に対応できる設計とする。放①b</p>	<p>【「等」の解説】 「移動等」とは放水方向を変更するために放水設備の各構成機器に求められる機能の総称であり、個々の内容は下方の記載及び添付書類にて明確にすることから、当該箇所では等のままとした。</p> <p>放水設備は、再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災が発生した場合、大型移送ポンプ車から供給する水を、可搬型建屋外ホースを介して可搬型放水砲による泡消火又は放水による消火活動を行い、航空機燃料火災、化学火災に対応できる設計とする。放□</p>	<p>(双方の記載) ＜不一致の理由＞ 放水に係る方針は同じであるが対象設備の違いにより記載が異なる。</p> <p>放水設備は、移動等により複数の方向から再処理施設の各建物に向けて放水することを可能とする。放◇</p> <p>放水設備は、再処理施設の各建物で同時使用することを想定し、必要な台数を配備する。放◇</p> <p>(双方の記載) ＜不一致の理由＞ 放水に係る方針は同じであるが対象設備の違いにより記載が異なる。</p> <p>(発電炉の記載) ＜不一致の理由＞ 再処理施設の放水設備の大型移送ポンプ車は、泡消火薬剤を直接ポンプで吸引するため、泡薬剤容器に該当する記載がない。</p>	<p>可搬型代替注水大型ポンプ及び放水砲は、設置場所を任意に設定し、複数の方向から原子炉建屋に向けて放水できる設計とする。</p> <p>原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するための重大事故等対処設備として、原子炉建屋放水設備は、可搬型代替注水大型ポンプにより泡混合器を通して、海水を泡消火薬剤と混合しながらホース等を経由して放水砲から原子炉建屋周辺へ放水できる設計とする。</p> <p>泡消火薬剤容器(大型ポンプ用)は、航空機燃料火災への泡消火に対応するために必要な容量の泡消火薬剤を保管できる設計とする。泡消火薬剤の保有数は、必要な容量として5m³確保し、故障時の予備用として5m³の計10m³を保管する。なお、泡消火薬剤容器(大型ポンプ用)の容量は1m³/個であり、確保された泡消火薬剤5m³を1m³毎に分け5個、予備用の泡消火薬剤5m³を1m³毎に分け5</p>	<p>放①c (P2から) (P10から)</p> <p>放⑧ (P4から)</p> <p>放①b (P1～) (P4, 10から)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較

第四十四条 (工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備 (放水設備)) (4 / 11)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 再処理施設の事業変更許可の記載に合わせて臨界安全に及ぼす影響の考慮を記載しているが、発電炉では記載していない。</p> <p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則の33条重大事故等対処設備の設計方針を各SA設備条文に展開して記載しているため。</p>	<p>建物への放水については、臨界安全に及ぼす影響をあらかじめ考慮して行うことを、保安規定に定めて、管理する。放①e</p> <p>放水設備は、MOX燃料加工施設と共用する。放③</p> <p>放水設備は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処に同時に対処することを考慮し、十分な数量を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。放③、放④</p> <p>放水設備の大型移送ポンプ車、可搬型放水砲及び可搬型建屋外ホースは、故障時バックアップを含めて必要な数量を使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高</p>	<p>放水設備は、移動等により複数の方向から再処理施設の各建物に向けて放水することが可能な設計とする。放①c</p> <p>放水設備の可搬型放水砲は、ホイールローダを用いて運搬できる設計とする。放⑧</p> <p>放水設備は、MOX燃料加工施設と共用する。放③</p> <p>放水設備は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処に同時に対処することを考慮し、十分な数量を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。放③、放④</p> <p>放水設備の大型移送ポンプ車、可搬型放水砲及び可搬型建屋外ホースは、故障時バックアップを含めて必要な数量を使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラ</p>	<p>(発電炉の記載) ＜不一致の理由＞ 再処理施設の放水設備の大型移送ポンプ車は、泡混合器が内蔵型のため、該当する記載がない。</p> <p>建物への放水については、臨界安全に及ぼす影響をあらかじめ考慮し、実施する。放①e</p> <p>再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災に対応するために放水設備による消火活動を行う。放④</p> <p>放水設備は、MOX燃料加工施設と共用する。放④</p> <p>9.15.1.2 設計方針 (1) 多様性、位置的分散 基本方針については、「1.7.18 (1) a. 多様性、位置的分散」に示す。 a. 可搬型重大事故等対処設備 放水設備の大型移送ポンプ車、可搬型放水砲及び可搬型建屋外ホースは、故障時バックアップを含めて必要な数量を使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラ</p>	<p>個の計10個を保管する。</p> <p>泡混合器は、航空機燃料火災に対応するため、可搬型代替注水大型ポンプ、放水砲及び泡消火薬剤容器 (大型ポンプ用) に接続することで、泡消火薬剤を混合して放水できる設計とする。また、泡混合器の保有数は、航空機燃料火災に対応するため、1個と故障時の予備として1個の合計2個を保管する。</p>	<p>放①c (P3へ)</p> <p>放⑧ (P3へ)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較

第四十四条 (工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備 (放水設備)) (5 / 11)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) <不一致の理由> 当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則の33条重大事故等対処設備の設計方針を各SA設備条文中に展開して記載しているため。</p> <p>【許可からの変更点等】 仕様表対象設備の具体的な仕様は仕様表にて示すため、個数、容量等については基本設計方針に記載しない。(以下同じ)</p>	<p>レベル廃液ガラス固化建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。放②</p> <p>放水設備の大型移送ポンプ車は、回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。放③</p> <p>屋外に保管する放水設備の大型移送ポンプ車、可搬型放水砲及び可搬型建屋外ホースは、竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。放③</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する大気中への放射性物質の放出を抑制するために使用する放水設備の大型移送ポンプ車は、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋の最高点である屋上全般にわたって放水設備の可搬型放水砲で放水するための水を供給する設計とする。放④</p> <p>放水設備の可搬型放水砲で放水する最大の容量に対して再処理施設の各建物で同時放水を可能にするために、放水設備の大型移送ポンプ車は、必要な容量を有する設計とするとともに、保有数は必要数並びに予備として故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。放①d、放④</p>	<p>ス固化建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る。放②</p> <p>【「等」の解説】 「固縛等」とは設備を固定する手段の総称として示した記載であることから許可の記載を用いた。(以下同じ)</p> <p>屋外に保管する放水設備の大型移送ポンプ車、可搬型放水砲及び可搬型建屋外ホースは、竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。放③</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する大気中への放射性物質の放出を抑制するために使用する放水設備の大型移送ポンプ車は、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋の最高点である屋上全般にわたって放水設備の可搬型放水砲で放水するための水を供給する。放④</p> <p>放水設備の可搬型放水砲で放水する最大の流量が約900m³/hであり、放水設備の可搬型放水砲の2台同時放水を可能にするために、放水設備の大型移送ポンプ車は、約1,800m³/hの送水流量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として8台、予備として故障時及び保守点検による待機除外時バックアップを9台の合計17台以上を確保する。放①d、放④、放③</p>	<p>ス固化建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る。放④</p> <p>(2) 悪影響防止 基本方針については、「1.7.18(1)b. 悪影響防止」に示す。 a. 可搬型重大事故等対処設備 放水設備の大型移送ポンプ車は、回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。放③</p> <p>屋外に保管する放水設備の大型移送ポンプ車、可搬型放水砲及び可搬型建屋外ホースは、竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。放④</p> <p>(3) 個数及び容量 基本方針については、「1.7.18(2) 個数及び容量」に示す。 a. 可搬型重大事故等対処設備 MOX燃料加工施設と共用する大気中への放射性物質の放出を抑制するために使用する放水設備の大型移送ポンプ車は、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋の最高点である屋上全般にわたって可搬型放水砲で放水するための水を供給する。放④</p> <p>放水設備の可搬型放水砲で放水する最大の流量が約900m³/hであり、放水設備の可搬型放水砲の2台同時放水を可能にするために、放水設備の大型移送ポンプ車は、約1,800m³/hの送水流量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として8台、予備として故障時及び保守点検による待機除外時バックアップを9台の合計17台以上を確保する。放④</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較

第四十四条 (工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備(放水設備)) (6 / 11)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) <不一致の理由> 当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則の33条重大事故等対処設備の設計方針を各SA設備条文中に展開して記載しているため。</p>	<p>MOX燃料加工施設と共用する再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災に使用する放水設備の大型移送ポンプ車は、再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災に対応するために放水設備の可搬型放水砲で放水するための水を供給する設計とする。放①b 放④</p> <p>再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災に使用する放水設備の大型移送ポンプ車は、必要な台数を有する設計とともに、大気中への放射性物質の放出を抑制するために使用する放水設備の大型移送ポンプ車を兼用する。放④</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する大気中への放射性物質の放出を抑制するために使用する放水設備の可搬型放水砲は、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋の最高点である屋上全般にわたって放水するために必要な容量を有する設計とともに、保有数は、必要数及び予備として故障時バックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。放①a, 放④</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災に使用する放水設備の可搬型放水砲は、再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災に対応するために必要な容量を有する設計とする。放①b, 放④</p>	<p>MOX燃料加工施設と共用する再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災に使用する放水設備の大型移送ポンプ車は、再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災に対応するために放水設備の可搬型放水砲で放水するための水を供給する。放①b 放④</p> <p>放水設備の可搬型放水砲で放水する最大の流量が約900m³/hに対して放水設備の大型移送ポンプ車は、約1,800m³/hの送水流量を有する設計とする。放㊦</p> <p>再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災に使用する放水設備の大型移送ポンプ車の必要数は2台であり、大気中への放射性物質の放出を抑制するために使用する放水設備の大型移送ポンプ車を兼用する。放㊦, 放④</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する大気中への放射性物質の放出を抑制するために使用する放水設備の可搬型放水砲は、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋の最高点である屋上全般にわたって放水するために必要な容量を有する設計とともに、保有数は、必要数として7台、予備として故障時バックアップを7台の合計14台以上を確保する。放㊦, 放①a, 放④</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災に使用する放水設備の可搬型放水砲は、再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災に対応するために必要な容量を有する設計とする。放①b, 放④</p>	<p>MOX燃料加工施設と共用する再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災に使用する放水設備の大型移送ポンプ車は、再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災に対応するために放水設備の可搬型放水砲で放水するための水を供給する。放㊦</p> <p>放水設備の可搬型放水砲で放水する最大の流量が約900m³/hに対して放水設備の大型移送ポンプ車は、約1,800m³/hの送水流量を有する設計とする。放㊦</p> <p>再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災に使用する放水設備の大型移送ポンプ車の必要数は2台であり、大気中への放射性物質の放出を抑制するために使用する放水設備の大型移送ポンプ車を兼用する。放㊦</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する大気中への放射性物質の放出を抑制するために使用する放水設備の可搬型放水砲は、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋の最高点である屋上全般にわたって放水するために必要な容量を有する設計とともに、保有数は、必要数として7台、予備として故障時バックアップを7台の合計14台以上を確保する。放㊦</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災に使用する放水設備の可搬型放水砲は、再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災に対応するために必要な容量を有する設計とする。放㊦</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較

第四十四条 (工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備 (放水設備)) (7 / 11)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) <不一致の理由> 当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則の33条重大事故等対処設備の設計方針を各SA設備条文中に展開して記載しているため。</p>	<p>再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災に使用する放水設備の可搬型放水砲は、必要な台数を有する設計とする。放①b、放④</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する放水設備の可搬型建屋外ホースは、重大事故等への対処に必要な流路を確保するため、保有数は、必要数及び予備として故障時バックアップを含め十分な数量を確保する設計とする。放①a、放④</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する放水設備のホイールローダは、可搬型放水砲を運搬できる設計とする。保有数は、必要数として3台、予備として故障時及び保守点検による待機除外時バックアップを4台の合計7台以上を確保する設計とする。放④</p> <p>放水設備の大型移送ポンプ車及び可搬型放水砲は、汽水の影響に対して耐腐食性材料を使用する設計とする。放⑤</p> <p>屋外に保管する放水設備の大型移送ポンプ車及び可搬型放水砲は、風(台風)及び竜巻に対して、風(台風)及び竜巻による風荷重を考慮し、当該設備の転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。放⑤</p> <p>屋外に保管する放水設備の可搬型建屋外ホースは、風(台風)及び竜巻に対して、風(台風)及び竜巻による風荷重を考慮し、収納するコンテナ等に対して転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。放⑤</p> <p>地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる放水設備の大型移送ポンプ車は、「9.1.7地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。放⑤</p>	<p>再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災に使用する放水設備の可搬型放水砲の必要数は1台であり、大気中への放射性物質の放出を抑制するために使用する放水設備の可搬型放水砲を兼用する。放①b、放④</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する放水設備の可搬型建屋外ホースは、重大事故等への対処に必要な流路を確保するための必要数を確保することに加えて、予備として故障時バックアップを確保する。放①a、放④</p> <p>【許可からの変更点】 基本設計方針対象設備の個数については、許可本文の記載を踏まえ基本設計方針にて記載する。</p> <p>放水設備の大型移送ポンプ車及び可搬型放水砲は、汽水の影響に対して耐腐食性材料を使用する設計とする。放⑤</p> <p>屋外に保管する放水設備の大型移送ポンプ車及び可搬型放水砲は、風(台風)及び竜巻に対して、風(台風)及び竜巻による風荷重を考慮し、当該設備の転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。放⑤</p> <p>屋外に保管する放水設備の可搬型建屋外ホースは、風(台風)及び竜巻に対して、風(台風)及び竜巻による風荷重を考慮し、収納するコンテナ等に対して転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。放⑤</p> <p>地震を要因として発生した場合に対処に用いる放水設備の大型移送ポンプ車は、「ロ. (7)(ii)(b)(ホ) 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。放⑤</p>	<p>再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災に使用する放水設備の可搬型放水砲の必要数は1台であり、大気中への放射性物質の放出を抑制するために使用する放水設備の可搬型放水砲を兼用する。放④</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する放水設備の可搬型建屋外ホースは、重大事故等への対処に必要な流路を確保するための必要数を確保することに加えて、予備として故障時バックアップを確保する。放④</p> <p>(4) 環境条件等 基本方針については、「1.7.18(3) 環境条件等」に示す。 a. 可搬型重大事故等対処設備 放水設備の大型移送ポンプ車及び可搬型放水砲は、汽水の影響に対して耐腐食性材料を使用する設計とする。放④</p> <p>屋外に保管する放水設備の大型移送ポンプ車及び可搬型放水砲は、風(台風)及び竜巻に対して、風(台風)及び竜巻による風荷重を考慮し、当該設備の転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。放④</p> <p>屋外に保管する放水設備の可搬型建屋外ホースは、風(台風)及び竜巻に対して、風(台風)及び竜巻による風荷重を考慮し、収納するコンテナ等に対して転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。放④</p> <p>地震を要因として発生した場合に対処に用いる放水設備の大型移送ポンプ車は、「1.7.18(5) 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。放④</p>	<p>放④ (P11より)</p> <p>【「等」の解説】 「コンテナ等」とはコンテナ及びホースコンテナの総称として示した記載であることから許可の記載を用いた。(以下同じ)</p>	<p>備考</p>

【許可からの変更点等】
 主語の明確化に伴う記載の適正化。(以下同じ)

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較

第四十四条 (工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備(放水設備)) (8 / 11)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) <不一致の理由> 当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則の33条重大事故等対処設備の設計方針を各SA設備条文に展開して記載しているため。</p>	<p>放水設備の大型移送ポンプ車、可搬型放水砲及び可搬型建屋外ホースは、内部発生飛散物の影響を考慮し、外部保管エリアの内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。放⑤</p> <p>放水設備の大型移送ポンプ車及び可搬型放水砲は、積雪及び火山の影響に対して、積雪に対しては除雪する手順を、火山の影響(降下火砕物による積載荷重)に対しては除灰する手順を保安規定に定めて、管理する。放⑤</p> <p>放水設備の可搬型建屋外ホースは、コンテナ等に収納して保管し、積雪及び火山の影響に対して、積雪に対しては除雪する手順を、火山の影響(降下火砕物による積載荷重)に対しては除灰する手順を保安規定に定めて、管理する。放⑤</p> <p>放水設備の大型移送ポンプ車及び可搬型放水砲は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように線量率の高くなるおそれの少ない屋外で操作可能な設計とする。放⑤</p> <p>放水設備の大型移送ポンプ車、可搬型放水砲及び可搬型建屋外ホースは、簡便なコネクタ接続に統一することにより、現場での接続が可能な設計とする。放⑥</p>	<p>放水設備の大型移送ポンプ車、可搬型放水砲及び可搬型建屋外ホースは、内部発生飛散物の影響を考慮し、外部保管エリアの内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。放⑤</p> <p>放水設備の大型移送ポンプ車及び可搬型放水砲は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように線量率の高くなるおそれの少ない屋外で操作可能な設計とする。放⑤</p> <p>放水設備の大型移送ポンプ車、可搬型放水砲及び可搬型建屋外ホースは、簡便なコネクタ接続に統一することにより、現場での接続が可能な設計とする。放⑥</p>	<p>放水設備の大型移送ポンプ車、可搬型放水砲及び可搬型建屋外ホースは、内部発生飛散物の影響を考慮し、外部保管エリアの内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。放⑤</p> <p>放水設備の大型移送ポンプ車及び可搬型放水砲は、積雪及び火山の影響に対して、積雪に対しては除雪する手順を、火山の影響(降下火砕物による積載荷重)に対しては除灰する手順を整備する。放⑤</p> <p>放水設備の可搬型建屋外ホースは、コンテナ等に収納して保管し、積雪及び火山の影響に対して、積雪に対しては除雪する手順を、火山の影響(降下火砕物による積載荷重)に対しては除灰する手順を整備する。放⑤</p> <p>放水設備の大型移送ポンプ車及び可搬型放水砲は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように線量率の高くなるおそれの少ない屋外で操作可能な設計とする。放⑤</p> <p>(5) 操作性の確保 基本方針については、「1.7.18(4) a. 操作性の確保」に示す。 放水設備の大型移送ポンプ車、可搬型放水砲及び可搬型建屋外ホースは、コネクタ接続に統一することにより、現場での接続が可能な設計とする。放⑤</p> <p>9.15.1.3 主要設備の仕様 放水設備の主要設備の仕様を第9.15-1表に示す。放⑤</p> <p>9.15.1.4 系統構成及び主要設備 再処理施設の各建物で重大事故等が発生し、大気中への放射性物質の放出に至るおそれがある場合において、大気中への放射性物質の放出抑制及び再処理施設の</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較

第四十四条 (工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備 (放水設備)) (9 / 11)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災の対応を行うための重大事故等対処設備として、放水設備を使用する。放⇩</p> <p>放水設備は、大型移送ポンプ車、可搬型放水砲、ホイールローダ及び可搬型建屋外ホースで構成する。放⇩</p> <p>放射性物質の放出を抑制するための対処では、放水設備に加えて水供給設備の一部である第1貯水槽、代替安全冷却水系の一部であるホース展張車及び運搬車、補機駆動用燃料補給設備の軽油貯槽及び軽油用タンクローリ、計装設備の一部である可搬型放水砲流量計、可搬型放水砲圧力計、可搬型建屋内線量率計、可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計（サーベイメータ）及び可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計（線量計）を使用する。放⇩</p> <p>航空機燃料火災、化学火災への対処では、放水設備に加えて、水供給設備の一部である第1貯水槽、代替安全冷却水系の一部であるホース展張車及び運搬車、補機駆動用燃料補給設備の軽油貯槽及び軽油用タンクローリ及び計装設備の一部である可搬型放水砲流量計及び可搬型放水砲圧力計を使用する。放⇩</p> <p>水供給設備の一部である第1貯水槽及び補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油貯槽を常設重大事故等対処設備として設置する。放⇩</p> <p>代替安全冷却水系の一部であるホース展張車及び運搬車、補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油用タンクローリ並びに計装設備の一部である可搬型放水砲流量計、可搬型放水砲圧力計、可搬型建屋内線量率計、可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計、可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計（サーベイメータ）及び可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計（線量計）を可搬型重大事故等対処設備として配備する。放⇩</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較

第四十四条 (工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備 (放水設備)) (10 / 11)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) <不一致の理由> 当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則の33条重大事故等対処設備の設計方針を各SA設備条文に展開して記載しているため。</p>	<p>放水設備の大型移送ポンプ車は、再処理施設の運転中又は停止中に外観点検、員数確認、性能確認、分解点検等が可能な設計とする。放⑦</p> <p>放水設備の大型移送ポンプ車は、車両として運転状態の確認が可能な設計とする。放⑦</p>	<p>【「等」の解説】 「外観点検、員数確認、性能確認、分解点検等」とは対処するために必要な機能の確認方法の総称として示した記載であることから許可の記載を用いた。(以下同じ)</p> <p>放水設備の大型移送ポンプ車は、再処理施設の運転中又は停止中に外観点検、員数確認、性能確認、分解点検等が可能な設計とする。放⑦</p> <p>放水設備の大型移送ポンプ車は、車両として運転状態の確認が可能な設計とする。放⑦</p>	<p>水供給設備については「9.4.2.1.4 系統構成及び主要設備」に、補機駆動用燃料補給設備については「9.14.4 系統構成」に、代替安全冷却水系については、「9.5.2.1.2 系統構成及び主要設備」に、及び計装設備については「6.2.1.4 系統構成及び主要設備」に示す。放④</p> <p>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋において重大事故等が発生し、大気中への放射性物質の放出に至るおそれがある場合、放射性物質の放出を抑制するために、可搬型放水砲の設置場所を任意に設定し、大型移送ポンプ車から供給する水を、可搬型建屋外ホースを介して可搬型放水砲へ供給し、建物へ放水できる設計とする。放①c</p> <p>また、セル又は建物へ注水できる設計とする。放④</p> <p>再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災の対応を行うために、可搬型放水砲の設置場所を任意に設定し、大型移送ポンプ車から供給する水を、可搬型建屋外ホースを介して可搬型放水砲へ供給し、泡消火又は放水による消火活動ができる設計とする。放①b</p> <p>可搬型放水砲は、ホイールローダを用いて運搬できる設計とする。放④</p> <p>水設備の系統概要図を第9.15-1図及び第9.15-2図に示す。放④</p> <p>9.15.1.5 試験・検査 基本方針については、「1.7.18(4) b. 試験・検査性」に示す。 放水設備の大型移送ポンプ車は、再処理施設の運転中又は停止中に外観点検、員数確認、性能確認、分解点検等が可能な設計とする。放④</p> <p>放水設備の大型移送ポンプ車は、車両として運転状態の確認が可能な設計とする。放④</p>	<p>放①c (P2, 3へ)</p> <p>放①b (P3へ)</p>	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較

第四十四条 (工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備(放水設備)) (11 / 11)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) <不一致の理由> 当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則の33条重大事故等対処設備の設計方針を各SA設備条文に展開して記載しているため。</p>	<p>放水設備の可搬型放水砲は、再処理施設の運転中又は停止中に外観の確認が可能な設計とする。放⑦</p>	<p>放水設備の可搬型放水砲は、再処理施設の運転中又は停止中に外観の確認が可能な設計とする。放⑦</p> <p>(イ) 主要な設備 [可搬型重大事故等対処設備] 大型移送ポンプ車(MOX燃料加工施設と共用)17台(予備として故障時及び待機除外時のバックアップを9台) 容量約1,800m³/h/台放③</p> <p>可搬型放水砲(MOX燃料加工施設と共用)14台(予備として故障時のバックアップを7台)放③</p> <p>ホイールローダ(MOX燃料加工施設と共用)7台(予備として故障時及び待機除外時のバックアップを4台)放④</p> <p>可搬型建屋外ホース(MOX燃料加工施設と共用)1式放③</p>	<p>放水設備の可搬型放水砲は、再処理施設の運転中又は停止中に外観の確認が可能な設計とする。放④</p>		<p>放④ (P7へ)</p>

設工認申請書 各条文の設計の考え方

第四十四条（工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備（放水設備））					
1. 技術基準の条文，解釈への適合に関する考え方					
No.	基本設計方針に記載する事項	適合性の考え方（理由）	項・号	解釈	添付書類
放①a	工場等外への放射線を抑制するために必要な設備に関する説明	技術基準の要求事項を受けている内容	1項	一	a, b, c, d, e
放①b	航空機燃料火災，化学火災に対応に関する説明	技術基準の要求事項を受けている内容	1項	二	a, b, c, d, e
放①c	建物への放水に関する説明	技術基準の要求事項を受けている内容	1項	三	a
放①d	放水設備の必要な台数の説明	技術基準の要求事項を受けている内容	1項	四	c
放①e	臨界安全に関する説明	技術基準の要求事項を受けている内容	1項	五	c
放②	多様性，位置的分散に関する説明	技術基準規則（第三十六条）に基づく共通設計方針のうち、技術基準規則（第四十四条）の設備として考慮すべき特記事項	3項 4号	一	b
放③	悪影響防止に関する説明	技術基準規則（第三十六条）に基づく共通設計方針のうち、技術基準規則（第四十四条）の設備として考慮すべき特記事項	1項 6号	一	b
放④	個数及び容量に関する説明	技術基準規則（第三十六条）に基づく共通設計方針のうち、技術基準規則（第四十四条）の設備として考慮すべき特記事項	1項 1号	一	a, b
放⑤	環境条件等に関する説明	技術基準規則（第三十六条）に基づく共通設計方針のうち、技術基準規則（第四十四条）の設備として考慮すべき特記事項	1項 2号 3号 7号	一	b
放⑥	操作性の確保に関する説明	技術基準規則（第三十六条）に基づく共通設計方針のうち、技術基準規則（第四十四条）の設備として考慮すべき特記事項	3項 1号	一	b
放⑦	試験・検査	技術基準規則（第三十六条）に基づく共通設計方針のうち、技術基準規則（第四十四条）の設備として考慮すべき特記事項	1項 4号	一	b
放⑧	可搬型設備の運搬に関する説明	可搬型設備の運搬方法	一	一	b

設工認申請書 各条文の設計の考え方

2. 事業変更許可申請書の本文のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方			
No.	項目	考え方	添付書類
放□	重複記載	本文と趣旨が同じであり記載しない	
放㊦	他条文との記載の紐づけ	他条文との記載の紐づけ場所の記載であるため。技術基準規則 39 条「冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備」(代替安全冷却水系)、45 条「重大事故等への対処に必要となる水の供給設備」(水供給設備)、46 条「電源設備」(補機駆動用燃料補給設備)、47 条「計装設備」(計装設備)に記載する基本方針である。	—
放㊦	設備仕様	仕様表の呼び込み場所の記載であるため記載しない。	f
3. 事業変更許可申請書の添六のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方			
No.	項目	考え方	添付書類
放◇	重複記載	事業変更許可申請書本文又は添付書類六の記載と重複する内容である。	—
放◇	系統図、配置図の呼び込み	系統図、配置図の呼び込み場所の記載であるため記載しない。	c, d
放◇	仕様表の呼び込み	仕様表の呼び込み場所の記載であるため記載しない。	f
4. 添付書類等			
No.	書類名		
a	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書		
b	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書		
c	VI-2-3 系統図		
d	VI-2-4 配置図		
e	VI-2-5 構造図		
f	仕様表		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較

第四十四条 (工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備 (注水設備)) (1 / 8)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>技術基準規則</p> <p>(工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備) 第四十四条 再処理施設には、重大事故が発生した場合において工場等外への放射性物質及び放射線の放出を抑制するために必要な設備が設けられていなければならない。放①</p> <p>(当社の記載) <不一致の理由> 再処理施設の事業変更許可の記載に合わせて工場等外への放射線の放出抑制に係る設計上考慮すべき事項を記載しているが、発電炉では記載していない。</p>	<p>【凡例】</p> <p>下線：基本設計方針に記載する事項(丸数字で紐づけ) 波線：基本設計方針と許可の記載の内容変更部分 灰色ハッチング：基本設計方針に記載しない事項 黄色ハッチング：発電炉設工認と基本設計方針の記載内容が一致する箇所 🗨️：発電炉との差異の理由 🟡：許可からの変更点等 🔵：他条文から展開した記載</p> <p>7.13 放出抑制設備 7.13.2 注水設備 再処理施設のうち使用済燃料受入れ・貯蔵建屋において重大事故等が発生し、工場等外への放射線の放出に至るおそれがある場合、燃料貯蔵プール等へ注水し、放射線の放出を抑制するために必要な重大事故等対処設備を設ける設計とする。放①</p> <p>注水設備は、大型移送ポンプ車、可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースで構成する。放①</p> <p>大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホースは、放水設備と兼用し、可搬型建屋内ホースはスプレイ設備と兼用する。放①</p>	<p>リ. その他再処理設備の附属施設の構造及び設備 (ロ) 重大事故等対処設備</p> <p>(b) 注水設備 再処理施設のうち使用済燃料受入れ・貯蔵建屋において重大事故等が発生し、工場等外への放射線の放出に至るおそれがある場合、燃料貯蔵プール等へ注水し、放射線の放出を抑制するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。放①</p> <p>注水設備は、大型移送ポンプ車、可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースで構成する。放①</p> <p>大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホースは、放水設備と兼用し、可搬型建屋内ホースはスプレイ設備と兼用する。放①</p> <p>放射線の放出を抑制するための対処では、放水設備の一部である大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホース、水供給設備の一部である第1貯水槽、スプレイ設備の一部である可搬型建屋内ホース、代替安全冷却水系の一部であるホース展開車及び運搬車、補機駆動用燃料補給設備の軽油貯槽及び軽油用タンクローリ並びに計装設備の一部を使用する。放②放③</p> <p>水供給設備の一部である第1貯水槽、補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油貯槽及び計装設備の一部を常設重大事故等対処設備として設置する。放④</p>	<p>9.15 放出抑制設備 9.15.2 注水設備 9.15.2.1 概要 再処理施設のうち使用済燃料受入れ・貯蔵建屋において重大事故等が発生し、工場等外への放射線の放出に至るおそれがある場合、放射線の放出を抑制するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。放④</p> <p>【「等」の解説】 「工場等」については事業指定基準規則の表記に基づく用語として許可の記載のとおりとした。(以下同じ)</p> <p>【許可からの変更点等】 設工認において設計として明確化するため記載を適正化した。(以下同じ)</p>	<p>【「等」の解説】 「燃料貯蔵プール等」とは燃料仮置きピット、燃料貯蔵プール及び燃料送出しピットであり、「1.使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設」で示すため、当該箇所では許可の記載を用いた。(以下同じ)</p>	<p>備考</p> <p>放① (P2, 7から)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較

第四十四条 (工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備(注水設備)) (2 / 8)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) <不一致の理由> 再処理施設の事業変更許可の記載に合わせて工場等外への放射線の放出抑制に係る設計上考慮すべき事項を記載しているが、発電炉では記載していない。</p> <p>(当社の記載) <不一致の理由> 当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則の33条重大事故等対処設備の設計方針を各SA設備条文中に展開して記載しているため。</p>	<p>燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏れいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が異常に低下し、工場等外への放射線の放出に至るおそれがある場合、工場等外への放射線の放出を抑制するために、大型移送ポンプ車から供給する水を、可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースを介して燃料貯蔵プール等へ注水できる設計とする。 放①</p> <p>注水設備の大型移送ポンプ車は、補給水設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、電動駆動ポンプにより構成される補給水設備とは異なる駆動方式である水冷式のディーゼルエンジンにより駆動し、必要な燃料は、補機駆動用燃料補給設備からの補給が可能な設計とすることで補給水設備に対して、多様性を有する設計とする。放②</p>	<p>放水設備の一部である大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホース、スプレイ設備の一部である可搬型建屋内ホース、代替安全冷却水系の一部であるホース展張車及び運搬車、補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油用タンクローリ並びに計装設備の一部を可搬型重大事故等対処設備として配備する。放②</p> <p>放水設備については、「リ.(4)(viii)(a) 放水設備」に、水供給設備については「リ(2)(i)(b)(ロ)1 水供給設備」に、スプレイ設備については「ハ.(2)(ii)(b) スプレイ設備」に、代替安全冷却水系については「リ.(2)(i)(b)(ロ)2 代替安全冷却水系」に、補機駆動用燃料補給設備については「リ.(4)(vii) 補機駆動用燃料補給設備」に、計装設備については「ヘ.(3)(ii)(a) 計装設備」に示す。放②</p> <p>注水設備は、再処理施設のうち使用済燃料受入れ・貯蔵建屋において重大事故等が発生し、工場等外への放射線の放出に至るおそれがある場合、大型移送ポンプ車から供給する水を可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースを介し、燃料貯蔵プール等へ水を注水できる設計とする。放②</p> <p>注水設備の大型移送ポンプ車は、補給水設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、電動駆動ポンプにより構成される補給水設備とは異なる駆動方式である水冷式のディーゼルエンジンにより駆動し、必要な燃料は、補機駆動用燃料補給設備からの補給が可能な設計とすることで補給水設備に対して、多様性を有する設計とする。放②</p>	<p>注水設備は、第1貯水槽の水を大型移送ポンプ車で供給し、可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースを介し、燃料貯蔵プール等へ注水を行う。放④</p> <p>9.15.2.2 設計方針 (1) 多様性、位置的分散 基本方針については、「1.7.18(1) a. 多様性、位置的分散」に示す。 a. 可搬型重大事故等対処設備 注水設備の大型移送ポンプ車は、補給水設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、電動駆動ポンプにより構成される補給水設備とは異なる駆動方式である水冷式のディーゼルエンジンにより駆動し、必要な燃料は、補機駆動用燃料補給設備からの補給が可能な設計とすることで補給水設備に対して、多様性を有する設計とする。 放④</p>	<p>放① (P1～) (P7から)</p>	<p>備考</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較

第四十四条 (工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備 (注水設備)) (3 / 8)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) <不一致の理由> 当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則の33条重大事故等対処設備の設計方針を各SA設備条文中に展開して記載しているため。</p>	<p>注水設備の大型移送ポンプ車、可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースは、補給水設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時バックアップを含めて必要な数量を補給水設備が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。放②</p> <p>注水設備の大型移送ポンプ車は、回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。放③</p> <p>屋外に保管する注水設備の大型移送ポンプ車、可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースは、竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。放③</p> <p>注水設備の大型移送ポンプ車は、燃料貯蔵プール等へ大容量の注水を行うための必要な容量を有する設計とする。放④</p> <p>注水設備の大型移送ポンプ車は必要な台数を有する設計とし、「7.13.1 放水設備」の大型移送ポンプ車を兼用する。放④</p> <p>燃料貯蔵プール等への水のスプレーで使用する大型移送ポンプ車は、燃料貯蔵プール等へ水をスプレーするために</p>	<p>注水設備の大型移送ポンプ車、可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースは、補給水設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時バックアップを含めて必要な数量を補給水設備が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る。放②</p> <p>【許可からの変更点等】 記載の適正化。(以下同じ)</p> <p>【「等」の解説】 「固縛等」とは設備を固定する手段の総称として示した記載であることから許可の記載を用いた。(以下同じ)</p> <p>屋外に保管する注水設備の大型移送ポンプ車、可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースは、竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。放③</p> <p>注水設備の大型移送ポンプ車は、燃料貯蔵プール等へ大容量の注水を行うための流量として約1,800m³/hの送水流量を有する設計とする。放④、放③</p> <p>【許可からの変更点等】 仕様表対象設備の具体的な仕様は仕様表にて示すため、個数、容量等については基本設計方針に記載しない。(以下同じ)</p> <p>注水設備の大型移送ポンプ車の必要数は2台であり、「リ.(4)(viii)(a) 放水設備」の大型移送ポンプ車を兼用する。放④、放③</p> <p>燃料貯蔵プール等への水のスプレーで使用する大型移送ポンプ車は、燃料貯蔵プール等へ水をスプレーするために必要な</p>	<p>注水設備の大型移送ポンプ車、可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースは、補給水設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時バックアップを含めて必要な数量を補給水設備が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る。放②</p> <p>(2) 悪影響防止 基本方針については、「1.7.18 (1) b. 悪影響防止」に示す。 a. 可搬型重大事故等対処設備 注水設備の大型移送ポンプ車は、回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。放③</p> <p>屋外に保管する注水設備の大型移送ポンプ車、可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースは、竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。放④</p> <p>(3) 個数及び容量 基本方針については、「1.7.18 (2) 個数及び容量」に示す。 a. 可搬型重大事故等対処設備 注水設備の大型移送ポンプ車は、燃料貯蔵プール等へ大容量の注水を行うための流量として約1,800m³/hの送水流量を有する設計とする。放④</p> <p>注水設備の大型移送ポンプ車の必要数は2台であり、「9.15.1 放水設備」の大型移送ポンプ車を兼用する。放④</p> <p>燃料貯蔵プール等への水のスプレーで使用する大型移送ポンプ車は、燃料貯蔵プール等へ水をスプレーするために必要な</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較

第四十四条 (工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備(注水設備)) (4 / 8)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) <不一致の理由> 当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則の33条重大事故等対処設備の設計方針を各SA設備条文に展開して記載しているため。</p>	<p>必要な容量を有する設計とするとともに、保有数は、必要な台数を有する設計とし、「7.13.1 放水設備」の大型移送ポンプ車を兼用する。放④</p> <p>注水設備の可搬型建屋外ホースは、重大事故等への対処に必要な流路を確保するための必要数を確保することに加えて、予備として故障時バックアップを確保する設計とする。放④</p> <p>注水設備の可搬型建屋外ホースは、「7.13.1 放水設備」の可搬型建屋外ホースと兼用する。放④</p> <p>注水設備の可搬型建屋内ホースは、重大事故等への対処に必要な流路を確保するための必要数を確保することに加えて、予備として故障時バックアップを確保する設計とする。放④</p> <p>注水設備の可搬型建屋内ホースは、「1.2.2 スプレイ設備」の可搬型建屋内ホースと兼用する。放④</p> <p>注水設備の大型移送ポンプ車は、汽水の影響に対して耐腐食性材料を使用する設計とする。放⑤</p> <p>屋外に保管する注水設備の大型移送ポンプ車は、風(台風)及び竜巻に対して、風(台風)及び竜巻による風荷重を考慮し、当該設備の転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。放⑤</p> <p>屋外に保管する注水設備の可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースは、風(台風)及び竜巻に対して、風(台風)及び竜巻による風荷重を考慮し、</p>	<p>約1800m³/h/台の送水流量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として2台であり、「リ.(4)(viii)(a) 放水設備」の大型移送ポンプ車を兼用する。放④、放③</p> <p>注水設備の可搬型建屋外ホースは、重大事故等への対処に必要な流路を確保するための必要数を確保することに加えて、予備として故障時バックアップを確保する。放④</p> <p>注水設備の可搬型建屋外ホースは、「リ.(4)(viii)(a) 放水設備」の可搬型建屋外ホースと兼用する。放④</p> <p>注水設備の可搬型建屋内ホースは、重大事故等への対処に必要な流路を確保するための必要数を確保することに加えて、予備として故障時バックアップを確保する。放④</p> <p>注水設備の可搬型建屋内ホースは、「ハ.(2)(ii)(b) スプレイ設備」の可搬型建屋内ホースと兼用する。放④</p> <p>第42条使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備に係る設計とのつながりとして記載。</p> <p>注水設備の大型移送ポンプ車は、汽水の影響に対して耐腐食性材料を使用する設計とする。放⑤</p> <p>屋外に保管する注水設備の大型移送ポンプ車は、風(台風)及び竜巻に対して、風(台風)及び竜巻による風荷重を考慮し、当該設備の転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。放⑤</p> <p>屋外に保管する注水設備の可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースは、風(台風)及び竜巻に対して、風(台風)及び竜巻による風荷重を考慮し、収納す</p>	<p>約1800m³/h/台の送水流量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として2台であり、「9.15.1 放水設備」の大型移送ポンプ車を兼用する。放④</p> <p>注水設備の可搬型建屋外ホースは、重大事故等への対処に必要な流路を確保するための必要数を確保することに加えて、予備として故障時バックアップを確保する。放④</p> <p>注水設備の可搬型建屋外ホースは、「9.15.1 放水設備」の可搬型建屋外ホースと兼用する。放④</p> <p>注水設備の可搬型建屋内ホースは、重大事故等への対処に必要な流路を確保するための必要数を確保することに加えて、予備として故障時バックアップを確保する。放④</p> <p>注水設備の可搬型建屋内ホースは、「3.2.2 スプレイ設備」の可搬型建屋内ホースと兼用する。放④</p> <p>(4) 環境条件等 基本方針については、「1.7.18(3) 環境条件等」に示す。 a. 可搬型重大事故等対処設備 注水設備の大型移送ポンプ車は、汽水の影響に対して耐腐食性材料を使用する設計とする。放④</p> <p>屋外に保管する注水設備の大型移送ポンプ車は、風(台風)及び竜巻に対して、風(台風)及び竜巻による風荷重を考慮し、当該設備の転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。放④</p> <p>屋外に保管する注水設備の可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースは、風(台風)及び竜巻に対して、風(台風)及び竜巻による風荷重を考慮し、収納す</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較

第四十四条 (工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備(注水設備)) (5 / 8)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p data-bbox="154 298 537 489">【許可からの変更点等】 主語の明確化に伴う記載の適正化。</p> <p data-bbox="154 680 537 1031">(当社の記載) <不一致の理由> 当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則の33条重大事故等対処設備の設計方針を各SA設備条文中に展開して記載しているため。</p>	<p data-bbox="537 298 1041 401">収納するコンテナ等に対して転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。放⑤</p> <p data-bbox="537 432 1041 632">地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる注水設備の大型移送ポンプ車は、「9.1.7地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。放⑤</p> <p data-bbox="537 663 1041 905">注水設備の大型移送ポンプ車、可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースは、内部発生飛散物の影響を考慮し、外部保管エリアの内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。放⑤</p> <p data-bbox="537 936 1041 1136">屋外に保管する注水設備の大型移送ポンプ車は、積雪及び火山の影響に対して、積雪に対しては除雪する手順を、火山の影響(降下火砕物による積載荷重)に対しては除灰する手順を保安規定に定めて、管理する。放⑤</p> <p data-bbox="537 1167 1041 1440">屋外に保管する注水設備の可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースは、コンテナ等に収納して保管し、積雪及び火山の影響に対して、積雪に対しては除雪する手順を、火山の影響(降下火砕物による積載荷重)に対しては除灰する手順を保安規定に定めて、管理する。放⑤</p> <p data-bbox="537 1472 1041 1650">注水設備の大型移送ポンプ車は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように線量率の高くなるおそれの少ない屋外で操作可能な設計とする。放⑤</p> <p data-bbox="537 1682 1041 1955">注水設備の大型移送ポンプ車、可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースは、コネクタ接続に統一することにより、現場での接続が可能な設計とする。放⑥</p>	<p data-bbox="1041 298 1537 401">るコンテナ等に対して転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。放⑤</p> <p data-bbox="1041 432 1537 632">地震を要因として発生した場合に対処に用いる注水設備の大型移送ポンプ車は、「ロ.(7)(ii)(b)(ホ)地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。放⑤</p> <p data-bbox="1041 663 1537 863">注水設備の大型移送ポンプ車、可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースは、内部発生飛散物の影響を考慮し、外部保管エリアの内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。放⑤</p> <p data-bbox="1041 978 1537 1178">【「等」の解説】 「コンテナ等」とはコンテナ及びホースコンテナの総称として示した記載であることから許可の記載を用いた。(以下同じ)</p> <p data-bbox="1041 1251 1537 1367">【許可からの変更点等】 記載の適正化。(以下同じ)</p> <p data-bbox="1041 1482 1537 1650">注水設備の大型移送ポンプ車は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように線量率の高くなるおそれの少ない屋外で操作可能な設計とする。放⑤</p> <p data-bbox="1041 1787 1537 1923">注水設備の大型移送ポンプ車、可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースは、コネクタ接続に統一することにより、現場での接続が可能な設計とする。放⑥</p>	<p data-bbox="1537 298 2036 401">るコンテナ等に対して転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。放④</p> <p data-bbox="1537 432 2036 632">地震を要因として発生した場合に対処に用いる注水設備の大型移送ポンプ車は、「1.7.18(5)地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。放④</p> <p data-bbox="1537 663 2036 863">注水設備の大型移送ポンプ車、可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースは、内部発生飛散物の影響を考慮し、外部保管エリアの内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。放④</p> <p data-bbox="1537 936 2036 1115">屋外に保管する注水設備の大型移送ポンプ車は、積雪及び火山の影響に対して、積雪に対しては除雪する手順を、火山の影響(降下火砕物による積載荷重)に対しては除灰する手順を整備する。放⑤</p> <p data-bbox="1537 1167 2036 1409">屋外に保管する注水設備の可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースは、コンテナ等に収納して保管し、積雪及び火山の影響に対して、積雪に対しては除雪する手順を、火山の影響(降下火砕物による積載荷重)に対しては除灰する手順を整備する。放⑤</p> <p data-bbox="1537 1482 2036 1650">注水設備の大型移送ポンプ車は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように線量率の高くなるおそれの少ない屋外で操作可能な設計とする。放④</p> <p data-bbox="1537 1682 2036 1923">(5)操作性の確保 基本方針については、「1.7.18(4)a.操作性の確保」に示す。 注水設備の大型移送ポンプ車、可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースは、コネクタ接続に統一することにより、現場での接続が可能な設計とする。放④</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較

第四十四条 (工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備(注水設備)) (6 / 8)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>9.15.2.3 主要設備の仕様 注水設備の主要設備の仕様を第9.15-2表に示す。放◇</p> <p>9.15.2.4 系統構成及び主要設備 (1) 系統構成 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が異常に低下し、工場等外への放射線の放出に至るおそれがある場合において、工場等外への放射線の放出を抑制するための重大事故等対処設備として、注水設備を使用する。放◇</p> <p>注水設備は、大型移送ポンプ車、可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースで構成する。放◇</p> <p>大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホースは、放水設備と兼用し、可搬型建屋内ホースはスプレー設備と兼用する。放◇</p> <p>放射線の放出を抑制するための対処では、注水設備に加えて、水供給設備の一部である第1貯水槽、代替安全冷却水系の一部であるホース展張車及び運搬車、補機駆動用燃料補給設備の軽油貯槽及び軽油用タンクローリ並びに計装設備の一部である可搬型放水砲流量計、可搬型燃料貯蔵プール等状態監視カメラ、可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計(サーベイメータ)及び可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計(線量率計)を使用する。放◇</p> <p>水供給設備の一部である第1貯水槽及び補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油貯槽を常設重大事故等対処設備として設置する。放◇</p> <p>放水設備の一部である大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホース、スプレー設備の一部である可搬型建屋内ホース、代替安全冷却水系の一部であるホース展張車及び運搬車、補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油用タンクローリ並びに計装設備の一部である可搬型放水砲流量</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較

第四十四条 (工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備 (注水設備)) (7 / 8)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) <不一致の理由> 当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則の33条重大事故等対処設備の設計方針を各SA設備条文中に展開して記載しているため。</p>	<p>注水設備の大型移送ポンプ車は、再処理施設の運転中又は停止中に独立して外観点検、員数確認、性能確認、分解点検等が可能な設計とする。放⑦</p> <p>注水設備の大型移送ポンプ車は、車両として運転状態の確認が可能な設計とする。放⑦</p>	<p>【「等」の解説】 「外観点検、員数確認、性能確認、分解点検等」とは対処するために必要な機能の確認方法の総称として示した記載であることから許可の記載を用いた。</p> <p>注水設備の大型移送ポンプ車は、再処理施設の運転中又は停止中に独立して外観点検、員数確認、性能確認、分解点検等が可能な設計とする。放⑦</p> <p>注水設備の大型移送ポンプ車は、車両として運転状態の確認が可能な設計とする。放⑦</p> <p>(イ) 主要な設備 [可搬型重大事故等対処設備] 大型移送ポンプ車 (リ. (4) (viii) (a) 放水設備と兼用) 2台 容量約1,800m³/h/台放⑧</p>	<p>計、可搬型燃料貯蔵プール等状態監視カメラ、可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計 (サーベイメータ) 及び可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計 (線量率計) を可搬型重大事故等対処設備として配備する。放④</p> <p>放水設備については「9.15.1.4 系統構成及び主要設備」に、水供給設備については「9.4.2.1.4 系統構成及び主要設備」に、スプレイ設備については「3.2.2.2 系統構成及び主要設備」に、代替安全冷却水系については「9.5.2.1.2 系統構成及び主要設備」に、補機駆動用燃料補給設備については「9.14.4 系統構成」に、及び計装設備については「6.2.1.4 系統構成及び主要設備」に示す。放④</p> <p>燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が異常に低下し、工場等外への放射線の放出に至るおそれがある場合、工場等外への放射線の放出を抑制するために、大型移送ポンプ車から供給する水を、可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースを介して燃料貯蔵プール等へ注水できる設計とする。放①</p> <p>注水設備の系統概要図を第9.15-3図に示す。放④</p> <p>9.15.2.5 試験・検査 基本方針については、「1.7.18 (4) b. 試験・検査性」に示す。 注水設備の大型移送ポンプ車は、再処理施設の運転中又は停止中に独立して外観点検、員数確認、性能確認、分解点検等が可能な設計とする。放④</p> <p>注水設備の大型移送ポンプ車は、車両として運転状態の確認が可能な設計とする。放④</p>		<p>放① (P1, 2へ)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較
 第四十四条 (工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備(注水設備)) (8 / 8)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
		可搬型建屋外ホース (リ. (4)(viii)(a) 放水設備と兼用) 1式放図 可搬型建屋内ホース (ハ. (2)(ii) (b) スpray設備と兼用) 1式放図			

設工認申請書 各条文の設計の考え方

第四十四条（工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備（放水設備））					
1. 技術基準の条文，解釈への適合に関する考え方					
No.	基本設計方針に記載する事項	適合性の考え方（理由）	項・号	解釈	添付書類
放①	工場等外への放射線を抑制するために必要な設備に関する説明	技術基準の要求事項を受けている内容	1 項	—	a, b, c, d, e
放②	多様性，位置的分散に関する説明	技術基準規則（第三十六条）に基づく共通設計方針のうち、技術基準規則（第四十四条）の設備として考慮すべき特記事項	3 項 4 号	—	b
放③	悪影響防止に関する説明	技術基準規則（第三十六条）に基づく共通設計方針のうち、技術基準規則（第四十四条）の設備として考慮すべき特記事項	1 項 6 号	—	b
放④	個数及び容量に関する説明	技術基準規則（第三十六条）に基づく共通設計方針のうち、技術基準規則（第四十四条）の設備として考慮すべき特記事項	1 項 1 号	—	a, b
放⑤	環境条件等に関する説明	技術基準規則（第三十六条）に基づく共通設計方針のうち、技術基準規則（第四十四条）の設備として考慮すべき特記事項	1 項 2 号 3 号 7 号	—	b
放⑥	操作性の確保に関する説明	技術基準規則（第三十六条）に基づく共通設計方針のうち、技術基準規則（第四十四条）の設備として考慮すべき特記事項	3 項 1 号	—	b
放⑦	試験・検査	技術基準規則（第三十六条）に基づく共通設計方針のうち、技術基準規則（第四十四条）の設備として考慮すべき特記事項	1 項 4 号	—	b
2. 事業変更許可申請書の本文のうち，基本設計方針に記載しないことの考え方					
No.	項目	考え方	添付書類		
放㊦	重複記載	本文と趣旨が同じであり記載しない	—		
放㊧	他条文との記載の紐づけ	他条文との記載の紐づけ場所の記載であるため。技術基準規則 39 条「冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備」（代替安全冷却水系），42 条「使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備」（スプレイ設備），44 条「工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備」（放水設備），45 条「重大事故等への対処に必要となる水の供給設備」（水供給設備），46 条「電源設備」（補機駆動用燃料補給設	—		

設工認申請書 各条文の設計の考え方

		備), 47条「計装設備」(計装設備)に記載する基本方針である。	
放③	設備仕様	仕様表の呼び込み場所の記載であるため記載しない。	f
3. 事業変更許可申請書の添六のうち, 基本設計方針に記載しないことの考え方			
No.	項目	考え方	添付書類
放④	重複記載	事業変更許可申請書本文又は添付書類六の記載と重複する内容である。	—
放⑤	系統図、配置図の呼び込み	系統図、配置図の呼び込み場所の記載であるため記載しない。	c, d
放⑥	仕様表の呼び込み	仕様表の呼び込み場所の記載であるため記載しない。	f
4. 添付書類等			
No.	書類名		
a	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書		
b	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書		
c	VI-2-3 系統図		
d	VI-2-4 配置図		
e	VI-2-5 構造図		
f	仕様表		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較

第四十四条 (工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備 (抑制設備)) (1 / 8)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【凡例】</p> <p>下線：基本設計方針に記載する事項(丸数字で紐づけ) 波線：基本設計方針と許可の記載の内容変更部分 灰色ハッチング：基本設計方針に記載しない事項 黄色ハッチング：発電炉設工認と基本設計方針の記載内容が一致する箇所 []：発電炉との差異の理由 []：許可からの変更点等 []：他条文から展開した記載</p>					
<p>(工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備) 第四十四条 再処理施設には、重大事故が発生した場合において工場等外への放射性物質及び放射線の放出を抑制するために必要な設備が設けられていなければならない。放①</p> <p>(当社の記載) <不一致の理由> 再処理施設の事業変更許可の記載に合わせて再処理施設の敷地に隣接する尾駁沼を記載しているが、発電炉では記載していない。</p> <p>【許可からの変更点等】 設工認において設計として明確化するため記載を適正化した。(以下同じ)</p> <p>(当社の記載) <不一致の理由> 再処理施設の事業変更許可の記載に合わせて設備構成を記載しているが、発電炉では記載していない。</p>	<p>7.13 放出抑制設備 7.13.3 抑制設備 再処理施設のうち使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋において重大事故等が発生し、<u>大気中へ放出した放射性物質が建物への放水によって再処理施設の敷地に隣接する尾駁沼及び海洋へ放射性物質が流出するおそれがある場合、放射性物質の流出を抑制するために必要な重大事故等対処設備を設ける設計とする。</u>放①</p> <p>抑制設備は、可搬型汚濁水拡散防止フェンス、放射性物質吸着材、小型船舶及び運搬車で構成する。放①</p>	<p>リ. その他再処理設備の附属施設の構造及び設備 (ロ) 重大事故等対処設備</p> <p>(viii) 放出抑制設備 (c) 抑制設備 再処理施設のうち使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋において重大事故等が発生し、再処理施設の敷地に隣接する尾駁沼及び海洋へ放射性物質が流出するおそれがある場合、放射性物質の流出を抑制するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。放①</p> <p>放射性物質の流出を抑制するための対処では、抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス、放射性物質吸着材、小型船舶及び運搬車、水供給設備の一部であるホース展張車、代替安全冷却水系の一部である可搬型中型移送ポンプ運搬車、並びに補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油貯槽を使用する。放②</p> <p>抑制設備は、<u>可搬型汚濁水拡散防止フェンス、放射性物質吸着材、小型船舶及び運搬車で構成する。</u>放①</p> <p>補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油貯槽を常設重大事故等対処設備として設置する。放②</p> <p>水供給設備の一部であるホース展張車及び代替安全冷却水系の一部である可搬型</p>	<p>9.15 放出抑制設備 9.15.3 抑制設備 9.15.3.1 概要 再処理施設のうち使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋において重大事故等が発生し、<u>大気中へ放出した放射性物質が建物への放水によって再処理施設の敷地に隣接する尾駁沼及び海洋へ放射性物質が流出するおそれがある場合、放射性物質の流出を抑制するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。</u>放①</p> <p>(双方の記載) <不一致の理由> 放射性物質の放出を抑制する方針は同じであるが、対象設備の違いにより記載が異なる。</p> <p>【「等」の解説】 「重大事故等」については事業指定基準規則の表記に基づく用語として許可の記載のとおりとした。(以下同じ)</p>	<p>(2) 海洋への拡散抑制 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損に至った場合において、<u>発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための重大事故等対処設備として、海洋拡散抑制設備を設ける設計とする。</u></p>	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較

第四十四条 (工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備(抑制設備)) (2 / 8)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) <不一致の理由> 再処理施設の事業変更許可の記載に合わせて尾駁沼へ放射性物質等の放出を抑制するため放射性物質吸着材を使用する設計を記載しているが、発電炉では記載していない。</p> <p>(当社の記載) <不一致の理由> 再処理施設の事業変更許可の記載に合わせて放射性物質吸着材、小型船舶及び可搬型汚濁水拡散防止フェンスは、運搬車、ホース展張車又は可搬型中型移送ポンプ運搬車により運搬できる設計を記載しているため。</p>	<p>抑制設備は、再処理施設のうち使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋において重大事故等が発生し、再処理施設の敷地に隣接する尾駁沼及び海洋へ放射性物質が流出するおそれがある場合、再処理施設の敷地を通る排水路(雨水集水桝5箇所)に可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び放射性物質吸着材を設置して、放射性物質の流出を抑制できる設計とする。放①</p> <p>抑制設備は、海洋への放射性物質の流出を抑制するために、可搬型汚濁水拡散防止フェンスを尾駁沼(2箇所)へ設置して、放射性物質の流出を抑制できる設計とする。放①</p> <p>抑制設備の放射性物質吸着材及び小型船舶は、運搬車により運搬できる設計とする。放⑧</p> <p>排水路に設置する抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンスは、運搬車により運搬できる設計とする。放⑧</p> <p>尾駁沼に設置する抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンスは、ホース展張車及び可搬型中型移送ポンプ運搬車で運搬できる設計とする。放⑧</p>	<p>中型移送ポンプ運搬車を可搬型重大事故等対処設備として配備する。放②</p> <p>補機駆動用燃料補給設備については「リ.(4)(vii) 補機駆動用燃料補給設備」に、水供給設備については「リ.(2)(i)(b)(ロ)1 水供給設備」に、代替安全冷却水系については「リ.(2)(i)(b)(ロ)2 代替安全冷却水系」に示す。放②</p> <p>抑制設備は、再処理施設のうち使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋において重大事故等が発生し、再処理施設の敷地に隣接する尾駁沼及び海洋へ放射性物質が流出するおそれがある場合、再処理施設の敷地を通る排水路に可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び放射性物質吸着材を設置して、放射性物質の流出を抑制できる設計とする。放①</p> <p>抑制設備は、海洋への放射性物質の流出を抑制するために、可搬型汚濁水拡散防止フェンスを尾駁沼へ設置して、放射性物質の流出を抑制できる設計とする。放①a</p> <p>抑制設備の放射性物質吸着材及び小型船舶は、運搬車により運搬できる設計とする。放⑧</p> <p>排水路に設置する抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンスは、運搬車により運搬できる設計とする。放⑧</p> <p>尾駁沼に設置する抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンスは、ホース展張車及び可搬型中型移送ポンプ運搬車で運搬できる設計とする。放⑧</p>	<p>再処理施設の敷地を通る排水路に可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び放射性物質吸着材を設置する。放④</p> <p>(双方の記載) <不一致の理由> 放射性物質の放出を抑制する方針は同じであるが、対象設備の違いにより記載が異なる。</p> <p>海洋への放射性物質の流出を抑制するために尾駁沼に可搬型汚濁水拡散防止フェンスを設置する。放④</p>	<p>海洋への放射性物質の拡散を抑制するための重大事故等対処設備として、海洋拡散抑制設備は、汚濁防止膜等で構成し、汚濁防止膜(可搬型)は、汚染水が発電所から海洋に流出する12箇所(雨水排水路集水桝9箇所及び放水路3箇所)に設置できる設計とする。</p> <p>【許可からの変更点等】 発電炉の記載を参考にして、基本設計方針対象設備である可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び放射性物質吸着材の設置が必要な箇所を明確にするため追記した。(以下同じ)</p>	<p>備考</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較

第四十四条 (工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備(抑制設備)) (3 / 8)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) <不一致の理由> 当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則の33条重大事故等対処設備の設計方針を各SA設備条文中に展開して記載しているため。</p> <p>(当社の記載) <不一致の理由> 再処理施設の事業変更許可の記載に合わせて河川、湖沼等を記載しているが、発電炉では記載していない。</p>	<p>抑制設備は、MOX燃料加工施設と共用する。放③</p> <p>抑制設備は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処で同様の対処を実施することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。放③</p> <p>抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス、放射性物質吸着材及び小型船舶は、故障時バックアップを含めて必要な数量を複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。放②</p> <p>屋外に保管する抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び放射性物質吸着材は、竜巻により飛来物とならないように必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。放③</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンスは、海洋、河川、湖沼等への放射性物質の流出を抑制するため、設置場所に応じた高さ及び幅を有する設計とするとともに、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な数量を確保する設計とする。放④</p>	<p>抑制設備は、MOX燃料加工施設と共用する。放③</p> <p>抑制設備は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処で同様の対処を実施することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。放③</p> <p>抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス、放射性物質吸着材及び小型船舶は、故障時バックアップを含めて必要な数量を複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る。放②</p> <p>【「等」の解説】 「固縛等」とは設備を固定する手段の総称として示した記載であることから許可の記載を用いた。(以下同じ)</p> <p>屋外に保管する抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び放射性物質吸着材は、竜巻により飛来物とならないように必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。放③</p> <p>【「等」の解説】 「海洋、河川、湖沼等」とは敷地外の水系の総称として事業指定基準規則の表記に基づく用語として許可の記載のとおりとした。</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンスは、海洋、河川、湖沼等への放射性物質の流出を抑制するため、設置場所に応じた高さ及び幅を有する設計とするとともに、必要数を確保することに加えて、予備として故障時バックアップを確保する。放④</p>	<p>抑制設備は、MOX燃料加工施設と共用する。放④</p> <p>9.15.3.2 設計方針 (1) 多様性、位置的分散 基本方針については、「1.7.18(1) a. 多様性、位置的分散」に示す。 a. 可搬型重大事故等対処設備 抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス、放射性物質吸着材及び小型船舶は、故障時バックアップを含めて必要な数量を複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る。放④</p> <p>(2) 悪影響防止 基本方針については、「1.7.18(1) b. 悪影響防止」に示す。 a. 可搬型重大事故等対処設備 屋外に保管する抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び放射性物質吸着材は、竜巻により飛来物とならないように必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。放④</p> <p>(3) 個数及び容量 基本方針については、「1.7.18(2) 個数及び容量」に示す。 a. 可搬型重大事故等対処設備 MOX燃料加工施設と共用する抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンスは、海洋、河川、湖沼等への放射性物質の流出を抑制するため、設置場所に応じた高さ及び幅を有する設計とするとともに、必要数を確保することに加えて、予備として故障時バックアップを確保する。放④</p>	<p>(発電炉の記載) <不一致の理由> 発電炉では汚濁防止膜を二重に計2本設置としているが、再処理施設の尾駱沼2箇所では1重で設置するため記載が異なる。</p> <p>汚濁防止膜(可搬型)は、海洋への放射性物質の拡散を抑制するため、設置場所に応じた高さ及び幅を有する設計とする。 必要数は、各設置場所に必要な幅に対して汚濁防止膜を二重に計2本設置することとし、雨水排水路集水桝9箇所の設置場所に計18本(高さ約3m、幅約3m(12本)、高さ約2m、幅約3m(6本))及び</p>	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較

第四十四条 (工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備(抑制設備)) (4 / 8)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) <不一致の理由> 当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則の33条重大事故等対処設備の設計方針を各SA設備条文に展開して記載しているため。</p>	<p>必要数は、雨水収集柵5箇所の設置場所に計10本(高さ約0.50m,幅約11.0m(4本),高さ約0.50m,幅約5.3m(2本),高さ約0.73m,幅約4.2m(2本),高さ約0.63m,幅約8.4m(2本))及び尾駁沼2箇所の設置場所に計106本(高さ約4.0m,幅約20.0m)の合計116本を設ける設計とする。また、予備については、故障時の予備用として各設置場所に対して計116本を設けることとし、予備を含めた保有数として設置場所7箇所分の合計232本を設ける設計とする。放④</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する抑制設備の放射性物質吸着材は、再処理施設の敷地を通る排水路を考慮して、排水路に設置するため、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な数量を確保する設計とする。放④</p> <p>必要数は、敷地を通る各排水路の雨水収集柵(5箇所)に応じた量の合計約5,430kgを設ける設計とする。また、予備については、故障時の予備用として各設置場所に対して計約5,430kgを設けることとし、予備を含めた保有数として設置場所5箇所分の合計約10,860kgを設ける設計とする。放④</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する抑制設備の小型船舶は、尾駁沼に可搬型汚濁水拡散防止フェンスを設置するために必要な能力を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として1艇、予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを2艇の合計3艇以上を確保する設計とする。放④</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する抑制設備の運搬車は、可搬型汚濁水拡散防止フェンス、放射性物質吸着材及び小型船舶を運搬するために、保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する設計とする。放④</p>	<p>【許可からの変更点等】 可搬型汚濁水拡散防止フェンスの個数は、許可本文に記載がないが、基本設計方針対象設備として、発電炉の記載を参考に個数を記載した。</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する抑制設備の放射性物質吸着材は、再処理施設の敷地を通る排水路を考慮して、排水路に設置する必要数を確保することに加えて、予備として故障時バックアップを確保する。放④</p> <p>【許可からの変更点等】 放射性物質吸着材の個数は、許可本文に記載がないが、基本設計方針対象設備として、発電炉の記載を参考に個数を記載した。</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する抑制設備の小型船舶は、尾駁沼に可搬型汚濁水拡散防止フェンスを設置するために必要な能力を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として1艇、予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを2艇の合計3艇以上を確保する。放④</p> <p>【許可からの変更点】 基本設計方針対象設備の個数については、許可本文の記載を踏まえ基本設計方針にて記載する。</p>	<p>MOX燃料加工施設と共用する抑制設備の放射性物質吸着材は、再処理施設の敷地を通る排水路を考慮して、排水路に設置する必要数を確保することに加えて、予備として故障時バックアップを確保する。放④</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する抑制設備の小型船舶は、尾駁沼に可搬型汚濁水拡散防止フェンスを設置するために必要な能力を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として1艇、予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを2艇の合計3艇以上を確保する。放④</p>	<p>放水路3箇所の設置場所に計6本(高さ約4m,幅約4m(6本))の合計24本使用する設計とする。また、予備については、保守点検は目視点検であり、保守点検中でも使用可能であるため、保守点検用は考慮せずに、破れ等の破損時の予備用として各設置場所に対して2本の計24本を保管することとし、予備を含めた保有数として設置場所12箇所分の合計48本を保管する。</p>	<p>放④ (P8から)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較

第四十四条 (工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備(抑制設備)) (5 / 8)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>第39条冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に係る設計とのつながりとして記載。</p> <p>(当社の記載) <不一致の理由> 当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則の33条重大事故等対処設備の設計方針を各SA設備条文中に展開して記載しているため。</p> <p>【許可からの変更点等】 主語の明確化に伴う記載の適正化。</p>	<p>保守点検による待機除外時バックアップについては、同型設備である 「7.4.2.1 代替安全冷却水系」の運搬車の保守点検による待機除外時バックアップと兼用する。放④</p> <p>抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び小型船舶は、汽水の影響に対して耐腐食性材料を使用する設計とする。放⑤</p> <p>屋外に保管する抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び放射性物質吸着材は、風(台風)及び竜巻に対して、風(台風)及び竜巻による風荷重を考慮し、収納するコンテナ等に対して転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。放⑤</p> <p>抑制設備の小型船舶は、外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水槽及び第2保管庫・貯水槽に保管し、風(台風)等により機能を損なわない設計とする。放⑤</p> <p>屋外に保管する抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び放射性物質吸着材は、コンテナ等に収納して保管し、積雪及び火山の影響に対して、積雪に対しては除雪する手順を、火山の影響(降下火砕物による積載荷重)に対しては除灰する手順を保安規定に定めて、管理する。放⑤</p> <p>地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる抑制設備の小型船舶は、「9.1.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。放⑤</p> <p>抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス、放射性物質吸着材及び小型船舶は、内部発生飛散物の影響を考慮し、外部保管エリアの内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。放⑤</p>	<p>【「等」の解説】 「コンテナ等」とはコンテナ及びホースコンテナの総称として示した記載であることから許可の記載を用いた。(以下同じ)</p> <p>抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び小型船舶は、汽水の影響に対して耐腐食性材料を使用する設計とする。放⑤</p> <p>屋外に保管する抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び放射性物質吸着材は、風(台風)及び竜巻に対して、風(台風)及び竜巻による風荷重を考慮し、収納するコンテナ等に対して転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。放⑤</p> <p>抑制設備の小型船舶は、外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水槽及び第2保管庫・貯水槽に保管し、風(台風)等により機能を損なわない設計とする。放⑤</p> <p>【許可からの変更点等】 運用要求について「保安規定に定めて、管理する」との記載に適正化する。</p> <p>地震を要因として発生した場合に対処に用いる抑制設備の小型船舶は、「ロ.(7)(ii)(b)(ホ) 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。放⑤</p> <p>抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス、放射性物質吸着材及び小型船舶は、内部発生飛散物の影響を考慮し、外部保管エリアの内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。放⑤</p>	<p>(4) 環境条件等 基本方針については、「1.7.18(3) 環境条件等」に示す。 a. 可搬型重大事故等対処設備 抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び小型船舶は、汽水の影響に対して耐腐食性材料を使用する設計とする。放④</p> <p>屋外に保管する抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び放射性物質吸着材は、風(台風)及び竜巻に対して、風(台風)及び竜巻による風荷重を考慮し、収納するコンテナ等に対して転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。放④</p> <p>抑制設備の小型船舶は、外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水槽及び第2保管庫・貯水槽に保管し、風(台風)等により機能を損なわない設計とする。放④</p> <p>屋外に保管する抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び放射性物質吸着材は、コンテナ等に収納して保管し、積雪及び火山の影響に対して、積雪に対しては除雪する手順を、火山の影響(降下火砕物による積載荷重)に対しては除灰する手順を整備する。放⑤</p> <p>地震を要因として発生した場合に対処に用いる抑制設備の小型船舶は、「1.7.18(5) 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。放④</p> <p>抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス、放射性物質吸着材及び小型船舶は、内部発生飛散物の影響を考慮し、外部保管エリアの内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。放④</p>	<p>【「等」の解説】 「風(台風)等」とは建屋により損傷を防止する自然現象の総称として示した記載であることから許可の記載を用いた。</p>	<p>放④ (P8から)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較

第四十四条 (工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備(抑制設備)) (6 / 8)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) <不一致の理由> 当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則の33条重大事故等対処設備の設計方針を各SA設備条文中に展開して記載しているため。</p>	<p>抑制設備の小型船舶は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように線量率の高くなるおそれの少ない屋外で操作可能な設計とする。放⑤</p> <p>抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンスは、簡便な接続方式とすることで、現場での接続が可能な設計とする。放⑥</p>	<p>抑制設備の小型船舶は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように線量率の高くなるおそれの少ない屋外で操作可能な設計とする。放⑤</p> <p>抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンスは、簡便な接続方式とすることで、現場での接続が可能な設計とする。放⑥</p>	<p>抑制設備の小型船舶は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように線量率の高くなるおそれの少ない屋外で操作可能な設計とする。放④</p> <p>(5) 操作性の確保 基本方針については、「1.7.18(4) a. 操作の確実性」に示す。 抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンスは、簡便な接続方式とすることで、現場での接続が可能な設計とする。放④</p> <p>9.15.3.3 主要設備の仕様 抑制設備の主要設備の仕様を第9.15-3表に示す。放④</p> <p>9.15.3.4 系統構成及び主要設備 (1) 系統構成 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備として、建物に放水した水に放射性物質が含まれていることを考慮し、再処理施設の敷地を通る排水路を通じて再処理施設の敷地に隣接する尾駁沼及び海洋へ放射性物質が流出することを抑制するための重大事故等対処設備として、抑制設備を使用する。放④</p> <p>抑制設備は、可搬型汚濁水拡散防止フェンス、放射性物質吸着材、小型船舶及び運搬車で構成する。放④</p> <p>放射性物質の流出を抑制するための対処では、抑制設備に加えて水供給設備の一部であるホース展張車、代替安全冷却水系の一部である可搬型中型移送ポンプ運搬車並びに補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油貯槽を使用する。放④</p> <p>補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油貯槽を常設重大事故等対処設備として設置する。放④</p> <p>水供給設備の一部であるホース展張車及び代替安全冷却水系の一部である可搬型中型移送ポンプ運搬車を可搬型重大事故等対処設備として配備する。放④</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較

第四十四条 (工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備(抑制設備)) (7 / 8)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<div data-bbox="172 1423 522 1801" style="border: 1px solid black; background-color: yellow; padding: 5px;"> <p>(当社の記載) <不一致の理由> 当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則の33条重大事故等対処設備の設計方針を各SA設備条文中に展開して記載しているため。</p> </div>	<p>抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び放射性物質吸着材は、再処理施設の運転中又は停止中に外観の確認が可能な設計とする。放⑦</p> <p>抑制設備の小型船舶は再処理施設の運転中又は停止中に外観点検、員数確認、性能確認が可能な設計とする。放⑦</p>	<p>抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び放射性物質吸着材は、再処理施設の運転中又は停止中に外観の確認が可能な設計とする。放⑦</p> <p>抑制設備の小型船舶は再処理施設の運転中又は停止中に外観点検、員数確認、性能確認が可能な設計とする。放⑦</p> <p>(イ) 主要な設備 [可搬型重大事故等対処設備] 可搬型汚濁水拡散防止フェンス (MOX燃料加工施設と共用) 1式放③</p> <p>放射性物質吸着材 (MOX燃料加工施設と共用) 1式放③</p>	<p>補機駆動用燃料補給設備については「9.14.4 系統構成」に、水供給設備については「9.4.2.1.4 系統構成及び主要設備」に、代替安全冷却水系については、「9.5.2.1.2 系統構成及び主要設備」に示す。放④</p> <p>(2) 主要設備 可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び放射性物質吸着材は、建物に放水した水に放射性物質が含まれていることを考慮し、再処理施設の敷地を通る排水路に設置して、放射性物質の流出を抑制できる設計とする。放④</p> <p>放射性物質吸着材及び小型船舶は、運搬車により運搬できる設計とする。放④</p> <p>排水路に設置する可搬型汚濁水拡散防止フェンスは、運搬車により運搬できる設計とする。放④</p> <p>尾駁沼に設置する可搬型汚濁水拡散防止フェンスは、ホース展張車及び可搬型中型移送ポンプ運搬車で運搬できる設計とする。放④</p> <p>抑制設備の配置図を第9.15-4図に示す。放④</p> <p>9.15.3.5 試験・検査 基本方針については、「1.7.18 (4) b. 試験・検査性」に示す。 抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び放射性物質吸着材は、再処理施設の運転中又は停止中に外観の確認が可能な設計とする。放④</p> <p>抑制設備の小型船舶は再処理施設の運転中又は停止中に外観点検、員数確認、性能確認が可能な設計とする。放④</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較

第四十四条 (工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備(抑制設備)) (8 / 8)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
		<p>小型船舶(MOX燃料加工施設と共用) 3艇(予備として故障時及び待機除外時バックアップを2艇) 放④</p> <p>運搬車(MOX燃料加工施設と共用) 2台(予備として故障時のバックアップを1台)(待機除外時バックアップを代替安全冷却水系の運搬車の待機除外時バックアップと兼用) 放④</p>			<p>放④ (P4, 5～)</p>

設工認申請書 各条文の設計の考え方

第四十四条（工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備（抑制設備））					
1. 技術基準の条文，解釈への適合に関する考え方					
No.	基本設計方針に記載する事項	適合性の考え方（理由）	項・号	解釈	添付書類
放①	工場等外への放射線を抑制するために必要な設備に関する説明	技術基準の要求事項を受けている内容	1 項	—	a, b, c, d, e
放②	多様性，位置的分散に関する説明	技術基準規則（第三十六条）に基づく共通設計方針のうち、技術基準規則（第四十四条）の設備として考慮すべき特記事項	3 項 4 号	—	b
放③	悪影響防止に関する説明	技術基準規則（第三十六条）に基づく共通設計方針のうち、技術基準規則（第四十四条）の設備として考慮すべき特記事項	1 項 6 号	—	b
放④	個数及び容量に関する説明	技術基準規則（第三十六条）に基づく共通設計方針のうち、技術基準規則（第四十四条）の設備として考慮すべき特記事項	1 項 1 号	—	a, b
放⑤	環境条件等に関する説明	技術基準規則（第三十六条）に基づく共通設計方針のうち、技術基準規則（第四十四条）の設備として考慮すべき特記事項	1 項 2 号 3 号 7 号	—	b
放⑥	操作性の確保に関する説明	技術基準規則（第三十六条）に基づく共通設計方針のうち、技術基準規則（第四十四条）の設備として考慮すべき特記事項	3 項 1 号	—	b
放⑦	試験・検査	技術基準規則（第三十六条）に基づく共通設計方針のうち、技術基準規則（第四十四条）の設備として考慮すべき特記事項	1 項 4 号	—	b
放⑧	可搬型設備の運搬に関する説明	可搬型設備の運搬方法	—	—	—
2. 事業変更許可申請書の本文のうち，基本設計方針に記載しないことの考え方					
No.	項目	考え方	添付書類		
放㊶	重複記載	本文と趣旨が同じであり記載しない	—		
放㊷	他条文との記載の紐づけ	他条文との記載の紐づけ場所の記載であるため。技術基準規則 39 条「冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備」（代替安全冷却水系），45 条「重大事故等への対処に必要な水の供給設備」（水供給設備），46 条「電源設備」（補機駆動用燃料補給設備），47 条「計装設備」（計装設備）に記載する基本方針である。	—		
放㊸	設備仕様	仕様表の呼び込み場所の記載であるため記載しない。	f		

設工認申請書 各条文の設計の考え方

3. 事業変更許可申請書の添付のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方			
No.	項目	考え方	添付書類
放④	重複記載	事業変更許可申請書本文又は添付書類六の記載と重複する内容である。	—
放⑤	系統図、配置図の呼び込み	系統図、配置図の呼び込み場所の記載であるため記載しない。	c, d
放⑥	仕様表の呼び込み	仕様表の呼び込み場所の記載であるため記載しない。	f
4. 添付書類等			
No.	書類名		
a	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書		
b	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書		
c	VI-2-3 系統図		
d	VI-2-4 配置図		
e	VI-2-5 構造図		
f	仕様表		

別紙 2

基本設計方針を踏まえた添付書類の
記載及び申請回次の展開

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1 Gr				第2 Gr (貯蔵庫共用)					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	仕様表	添付書類
1	再処理施設のうち使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋において重大事故等が発生し、大気中への放射性物質の放出に至るおそれがある場合、建物に放水し、放射性物質の放出を抑制するために必要な重大事故等対処設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災が発生した場合、泡消火又は放水による消火活動を実施するために必要な重大事故等対処設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3	放水設備は、大型移送ポンプ車、可搬型放水砲、ホイールロード及び可搬型建屋外ホースで構成する。	機能要求①	大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 ホイールロード 可搬型建屋外ホース	基本方針			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋において重大事故等が発生し、大気中への放射性物質の放出に至るおそれがある場合、放射性物質の放出を抑制するために、可搬型放水砲の設置場所を任意に設定し、大型移送ポンプ車から供給する水を、可搬型建屋外ホースを介して可搬型放水砲へ供給し、建物へ放水できる設計とする。	機能要求① 機能要求②	大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 可搬型建屋外ホース	基本方針			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5	また、セル又は建物へ注水できる設計とする。	機能要求①	大型移送ポンプ車 可搬型建屋外ホース	基本方針	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VII-2-3 系統図 VII-2-4 配置図 VII-2-5 構造図	【VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 ・放水設備の設備概要、設備構成について設定根拠に関する説明書にて説明する。 【VII-2-3系統図、VII-2-4配置図、VII-2-5構造図】 ・放水設備の系統構成、設置場所について、系統図、配置図にて説明する。 ・放水設備の構造について、構造図にて説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6	放水設備は、移動等により複数の方向から再処理施設の各建物に向けて放水することが可能な設計とする。	設置要求	大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 ホイールロード 可搬型建屋外ホース	基本方針			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7	放水設備の可搬型放水砲は、ホイールロードを用いて運搬できる設計とする。	設置要求	可搬型放水砲	基本方針			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8	再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災の対応を行うために、可搬型放水砲の設置場所を任意に設定し、大型移送ポンプ車から水及び泡消火薬剤(2m)を、可搬型建屋外ホースを介して可搬型放水砲へ供給することで、放水による消火活動を行い、航空機燃料火災、化学火災に対応できる設計とする。	機能要求① 機能要求② 運用要求	施設共通 基本設計方針 大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 可搬型建屋外ホース	基本方針			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
9	建物への放水については、臨界安全に及ぼす影響をあらかじめ考慮して行うことを、保安規定に定めて、管理する。	運用要求	基本方針	基本方針			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10	放水設備は、MOX燃料加工施設と共用する。	機能要求①	大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 ホイールロード 可搬型建屋外ホース	基本方針			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
11	放水設備は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処に同時に対処することを考慮し、十分な数量を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 ホイールロード 可搬型建屋外ホース	基本方針	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における信頼性に関する説明書	【放水設備の共用について】 MOX燃料加工施設における重大事故等対処に同時に対処すること考慮し、十分な数量及び容量を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさないことを説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
12	放水設備の大型移送ポンプ車、可搬型放水砲及び可搬型建屋外ホースは、故障時バックアップを含めて必要な数量を使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 可搬型建屋外ホース	設計方針 (位置的分散)	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.1 多様性、位置的分散等 3.1.2 重大事故等対処設備	【重大事故等対処設備の多様性、位置的分散等】 重大事故等対処設備の多様性、位置的分散等について説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2 G r (主要4 種屋、E施設共用)						第3 G r								
			説明対象	申請対象設備 (1 項変更②)	申請対象設備 (2 項変更③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1 項変更④)	申請対象設備 (2 項変更⑤)	申請対象設備 (別設工部①) 第2ユーティリティ建屋に係る施設)	申請対象設備 (別設工部②) 海洋放出管切り離し工事)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	
1	再処理施設のうち使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋において重大事故等が発生し、大気中への放射性物質の放出に至るおそれがある場合、建物に放水し、放射性物質の放出を抑制するために必要な重大事故等対処設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	-	-	-	-	-	-	○	-	基本方針	-	-	-	-		
2	再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災が発生した場合、泡消火又は放水による消火活動を実施するために必要な重大事故等対処設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	-	-	-	-	-	-	○	-	基本方針	-	-	-	-		
3	放水設備は、大型移送ポンプ車、可搬型放水砲、ホイールロード及び可搬型建屋外ホースで構成する。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	○	-	大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 ホイールロード 可搬型建屋外ホース	-	-	-	-		
4	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋において重大事故等が発生し、大気中への放射性物質の放出に至るおそれがある場合、放射性物質の放出を抑制するために、可搬型放水砲の設置場所を任意に設定し、大型移送ポンプ車から供給する水を、可搬型建屋外ホースを介して可搬型放水砲へ供給し、建物へ放水できる設計とする。	機能要求① 機能要求②	-	-	-	-	-	-	○	-	大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 可搬型建屋外ホース	-	-	-	種類 容量 吐出圧力 寸法 材料 出力 取付箇所 個数		
5	また、セル又は建物へ注水できる設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	○	-	大型移送ポンプ車 可搬型建屋外ホース	-	-	-	-	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-2-3 系統図 VI-2-4 配置図 VI-2-5 構造図	【VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 ・放水設備の設備概要、設備構成について設定根拠に関する説明書にて説明する。 【VI-2-3系統図、VI-2-4配置図、VI-2-5構造図】 ・放水設備の系統構成、設置場所について、系統図、配置図にて説明する。 ・放水設備の構造について、構造図にて説明する。
6	放水設備は、移動等により複数の方向から再処理施設の各建物に向けて放水することが可能な設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 ホイールロード 可搬型建屋外ホース	-	-	-	-		
7	放水設備の可搬型放水砲は、ホイールロードを用いて運搬できる設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	可搬型放水砲	-	-	-	-		
8	再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災の対応を行うために、可搬型放水砲の設置場所を任意に設定し、大型移送ポンプ車から水及び泡消火薬剤(2m)を、可搬型建屋外ホースを介して可搬型放水砲へ供給することで、放水による消火活動を行い、航空機燃料火災、化学火災に対応できる設計とする。	機能要求① 機能要求② 運用要求	-	-	-	-	-	-	○	-	施設共通 基本設計方針 【機能要求②】 大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 可搬型建屋外ホース	-	-	-	種類 容量 吐出圧力 寸法 材料 出力 取付箇所 個数		
9	建物への放水については、臨界安全に及ぼす影響をあらかじめ考慮して行うことを、保安規定に定めて、管理する。	運用要求	-	-	-	-	-	-	○	-	基本方針	-	-	-	-		
10	放水設備は、MOX燃料加工施設と共用する。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	○	-	大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 ホイールロード 可搬型建屋外ホース	-	-	-	-	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件下における信頼性に関する説明書	【放水設備の共用について】 MOX燃料加工施設における重大事故等対処に同時に対処すること考慮し、十分な数量及び容量を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさないことを説明する。
11	放水設備は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処に同時に対処することを考慮し、十分な数量を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	○	-	大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 ホイールロード 可搬型建屋外ホース	-	-	-	-		
12	放水設備の大型移送ポンプ車、可搬型放水砲及び可搬型建屋外ホースは、故障時バックアップを含めて必要な数量を使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋から100m以上の距離距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 可搬型建屋外ホース	-	-	-	-	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書 3.1 健全性確保のための設計方針 3.1.2 多様性、位置的分散等 3.1.2 重大事故等対処設備	【重大事故等対処設備の多様性、位置的分散等】 重大事故等対処設備の多様性、位置的分散等について説明する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1 G r				第2 G r (貯蔵庫共用)						
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
13	放水設備の大型移送ポンプ車は、回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	大型移送ポンプ車	設計方針 (悪影響防止)		【重大事故等対処設備の悪影響防止】 重大事故等対処設備の悪影響防止について説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
14	屋外に保管する放水設備の大型移送ポンプ車、可搬型放水砲及び可搬型建屋外ホースは、竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に影響を及ぼさない設計とする。	設置要求	大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 可搬型建屋外ホース	設計方針 (悪影響防止)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
15	MOX燃料加工施設と共用する大気中への放射性物質の放出を抑制するために使用する放水設備の大型移送ポンプ車は、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋の最高点である屋上全般にわたって放水設備の可搬型放水砲で放水するための水を供給する設計とする。	機能要求① 機能要求②	大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 可搬型建屋外ホース	設計方針 (個数及び容量)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
16	放水設備の可搬型放水砲で放水する最大の容量に対して再処理施設の各建物で同時放水を可能にするために、放水設備の大型移送ポンプ車は、必要な容量を有する設計とする。保有数は必要数並びに予備として故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	機能要求② 設置要求	大型移送ポンプ車	設計方針 (個数及び容量)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
17	MOX燃料加工施設と共用する再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災に使用する放水設備の大型移送ポンプ車は、再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災に対応するために放水設備の可搬型放水砲で放水するための水を供給する設計とする。	機能要求① 機能要求②	大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 可搬型建屋外ホース	設計方針 (個数及び容量)		【重大事故等対処設備の個数及び容量】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
18	再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災に使用する放水設備の大型移送ポンプ車は、必要な容量を有する設計とする。保有数は、必要数及び予備として故障時バックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	設置要求	大型移送ポンプ車	設計方針 (個数及び容量)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
19	MOX燃料加工施設と共用する大気中への放射性物質の放出を抑制するために使用する放水設備の可搬型放水砲は、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋の最高点である屋上全般にわたって放水するために必要な容量を有する設計とする。保有数は、必要数及び予備として故障時バックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	機能要求② 設置要求	可搬型放水砲	設計方針 (個数及び容量)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
20	MOX燃料加工施設と共用する再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災に使用する放水設備の可搬型放水砲は、再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災に対応するために必要な容量を有する設計とする。	機能要求②	可搬型放水砲	設計方針 (個数及び容量)	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
21	再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災に使用する放水設備の可搬型放水砲は、必要な容量を有する設計とする。保有数は、必要数及び予備として故障時バックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	設置要求	可搬型放水砲	設計方針 (個数及び容量)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
22	MOX燃料加工施設と共用する放水設備の可搬型建屋外ホースは、重大事故等への対処に必要な流路を確保するため、保有数は、必要数及び予備として故障時バックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	機能要求② 設置要求	可搬型建屋外ホース	設計方針 (個数及び容量)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
23	MOX燃料加工施設と共用する放水設備のホイールローダは、可搬型放水砲を運搬できる設計とする。保有数は、必要数として3台、予備として故障時及び保守点検による待機除外時バックアップを4台の合計7台以上を確保する設計とする。	設置要求	ホイールローダ	設計方針 (個数及び容量)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
24	放水設備の大型移送ポンプ車及び可搬型放水砲は、汽水の影響に対して耐腐食性材料を使用する設計とする。	機能要求②	大型移送ポンプ車 可搬型放水砲	設計方針 (環境条件等)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2 Gr (主要4 種層、E施設共用)						第3 Gr								
			説明対象	申請対象設備 (1項変更②)	申請対象設備 (2項変更③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更④)	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (別設工認①) 第2ユーティリティ建屋に係る施設)	申請対象設備 (別設工認②) 海洋放出管切り離し工事)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	
13	放水設備の大型移送ポンプ車は、回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.2 悪影響防止 3.2.2 重大事故等対処設備	【重大事故等対処設備の悪影響防止】 重大事故等対処設備の悪影響防止について説明する。
14	屋外に保管する放水設備の大型移送ポンプ車、可搬型放水砲及び可搬型建屋外ホースは、竜巻により飛来物とならないように必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に影響を及ぼさない設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-
15	MOX燃料加工施設と共用する大気中への放射性物質の放出を抑制するために使用する放水設備の大型移送ポンプ車は、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋の最高点である屋上全般にわたって放水設備の可搬型放水砲で放水するための水を供給する設計とする。	機能要求① 機能要求②	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	種類 容量 吐出圧力 寸法 出力 取付箇所 個数	-	
16	放水設備の可搬型放水砲で放水する最大の容量に対して再処理施設の各建物で同時放水を可能にするために、放水設備の大型移送ポンプ車は、必要な容量を有する設計とするとともに、保有数は必要数並びに予備として故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップを含め十分な台数を確認する設計とする。	機能要求② 設置要求	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	容量 個数	-	-
17	MOX燃料加工施設と共用する再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災に使用する放水設備の大型移送ポンプ車は、再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災に対応するために放水設備の可搬型放水砲で放水するための水を供給する設計とする。	機能要求① 機能要求②	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	種類 容量 吐出圧力 寸法 出力 取付箇所 個数	-	
18	再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災に使用する放水設備の大型移送ポンプ車は、必要な台数を有する設計とするとともに、大気中への放射性物質の放出を抑制するために使用する放水設備の大型移送ポンプ車を兼用する。	設置要求	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-
19	MOX燃料加工施設と共用する大気中への放射性物質の放出を抑制するために使用する放水設備の可搬型放水砲は、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋の最高点である屋上全般にわたって放水するために必要な容量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数及び予備として故障時バックアップを含め十分な台数を確認する設計とする。	機能要求② 設置要求	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	容量 個数	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書	【重大事故等対処設備の個数及び容量】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。
20	MOX燃料加工施設と共用する再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災に使用する放水設備の可搬型放水砲は、再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災に対応するために必要な容量を有する設計とする。	機能要求②	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	容量	-	-
21	再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災に使用する放水設備の可搬型放水砲は、必要な台数を有する設計とするとともに、大気中への放射性物質の放出を抑制するために使用する放水設備の可搬型放水砲を兼用する。	設置要求	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-
22	MOX燃料加工施設と共用する放水設備の可搬型建屋外ホースは、重大事故等への対処に必要な管路を確保するため、保有数は、必要数及び予備として故障時バックアップを含め十分な数量を確認する設計とする。	機能要求② 設置要求	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	個数	-	-
23	MOX燃料加工施設と共用する放水設備のホイールローダは、可搬型放水砲を運搬できる設計とするとともに、保有数は、必要数として3台、予備として故障時及び保守点検による待機除外時バックアップを4台の合計7台以上を確認する設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-
24	放水設備の大型移送ポンプ車及び可搬型放水砲は、汽水の影響に対して耐腐食性材料を使用する設計とする。	機能要求②	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	材料	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1 Gr				第2 Gr (貯蔵庫共用)					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	仕様表	添付書類
25	屋外に保管する放水設備の大型移送ポンプ車及び可搬型放水砲は、風(台風)及び竜巻に対して、風(台風)及び竜巻による風荷重を考慮し、当該設備の転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。	設置要求	大型移送ポンプ車 可搬型放水砲	設計方針(環境条件等)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
26	屋外に保管する放水設備の可搬型建屋外ホースは、風(台風)及び竜巻に対して、風(台風)及び竜巻による風荷重を考慮し、収納するコンテナ等に対して転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。	設置要求	可搬型建屋外ホース	設計方針(環境条件等)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
27	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる放水設備の大型移送ポンプ車は、「9.1.7地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	施設共通 基本設計方針	設計方針(環境条件等)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
28	放水設備の大型移送ポンプ車、可搬型放水砲及び可搬型建屋外ホースは、内部発生飛散物の影響を考慮し、外部保管エリアの内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。	設置要求	大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 可搬型建屋外ホース	設計方針(環境条件等)	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.3 環境条件等 3.3.2 重大事故等対処設備	【重大事故等対処設備の環境条件等】 重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
29	放水設備の大型移送ポンプ車及び可搬型放水砲は、積雪及び火山の影響に対しては除雪する手順を、火山の影響(降下火砕物による積載荷重)に対しては除灰する手順を保安規定に定めて、管理する。	運用要求	施設共通 基本設計方針	設計方針(環境条件等)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
30	放水設備の可搬型建屋外ホースは、コンテナ等に収納して保管し、積雪及び火山の影響に対して、積雪に対しては除雪する手順を、火山の影響(降下火砕物による積載荷重)に対しては除灰する手順を保安規定に定めて、管理する。	運用要求	施設共通 基本設計方針	設計方針(環境条件等)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
31	放水設備の大型移送ポンプ車及び可搬型放水砲は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように稼働率の高くなるおそれのない屋外で操作可能な設計とする。	設置要求	大型移送ポンプ車 可搬型放水砲	設計方針(環境条件等)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
32	放水設備の大型移送ポンプ車、可搬型放水砲及び可搬型建屋外ホースは、簡便なコネクタ接続に統一することにより、現場での接続が可能な設計とする。	機能要求①	大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 可搬型建屋外ホース	設計方針(操作性の確保)	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における信頼性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.4 環境条件等 3.3.2 重大事故等対処設備 (1)操作性 a. 操作環境 b. 操作手順 c. 操作内容 d. 代替性 e. 可搬型重大事故等対処設備の接続性	【重大事故等対処設備の操作性の確保】 重大事故等対処設備の操作性の確保について説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
33	放水設備の大型移送ポンプ車は、再処理施設の運転中又は停止中に外観点検、員数確認、性能確認、分解点検等が可能な設計とする。	機能要求①	大型移送ポンプ車	設計方針(試験・検査性)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
34	放水設備の大型移送ポンプ車は、車両として運転状態の確認が可能な設計とする。	機能要求①	大型移送ポンプ車	設計方針(試験・検査性)	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における信頼性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.4 環境条件等 3.3.2 重大事故等対処設備 (2)試験・検査性	【重大事故等対処設備の試験・検査性】 重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
35	放水設備の可搬型放水砲は、再処理施設の運転中又は停止中に外観の確認が可能な設計とする。	機能要求①	可搬型放水砲	設計方針(試験・検査性)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2 G r (主要4 種層、E施設共用)						第3 G r								
			説明対象	申請対象設備 (1項変更②)	申請対象設備 (2項変更③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更④)	申請対象設備 (2項変更⑤)	申請対象設備 (別設工認①) 第2ニューテリテイ建屋に係る施設	申請対象設備 (別設工認②) 海洋放出管切り離し工事	仕様表	添付書類	添付書類における記載	
25	屋外に保管する放水設備の大型移送ポンプ車及び可搬型放水砲は、風(台風)及び竜巻に対して、風(台風)及び竜巻による風荷重を考慮し、当該設備の転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-
26	屋外に保管する放水設備の可搬型建屋外ホースは、風(台風)及び竜巻に対して、風(台風)及び竜巻による風荷重を考慮し、収納するコンテナ等に対して転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-
27	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる放水設備の大型移送ポンプ車は、「9.1.7地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-
28	放水設備の大型移送ポンプ車、可搬型放水砲及び可搬型建屋外ホースは、内部発生飛散物の影響を考慮し、外部保管エリアの内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における信頼性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.3 環境条件等 3.3.2 重大事故等対処設備
29	放水設備の大型移送ポンプ車及び可搬型放水砲は、積雪及び火山の影響に対しては除雪する手順を、火山の影響(降下火砕物による積載荷重)に対しては除灰する手順を保安規定に定めて、管理する。	運用要求	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-
30	放水設備の可搬型建屋外ホースは、コンテナ等に収納して保管し、積雪及び火山の影響に対しては除雪する手順を、火山の影響(降下火砕物による積載荷重)に対しては除灰する手順を保安規定に定めて、管理する。	運用要求	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-
31	放水設備の大型移送ポンプ車及び可搬型放水砲は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように稼働率の高くなるおそれのない屋外で操作可能な設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-
32	放水設備の大型移送ポンプ車、可搬型放水砲及び可搬型建屋外ホースは、簡便なコネクタ接続に統一することにより、現場での接続が可能な設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における信頼性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.4 環境条件等 3.3.2 重大事故等対処設備 (1)操作性 a. 操作環境 b. 操作準備 c. 操作内容 d. 操作性 e. 可搬型重大事故等対処設備の接続性
33	放水設備の大型移送ポンプ車は、再処理施設の運転中又は停止中に外観点検、員数確認、性能確認、分解点検等が可能な設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-
34	放水設備の大型移送ポンプ車は、車両として運転状態の確認が可能な設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における信頼性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.4 環境条件等 3.3.2 重大事故等対処設備 (2)試験・検査性
35	放水設備の可搬型放水砲は、再処理施設の運転中又は停止中に外観の確認が可能な設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-

凡例
・「説明対象」について
○：当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目
△：当該申請回次以前から記載しており、記載内容に変更がない項目
-：当該申請回次で記載しない項目

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1 Gr				第2 Gr (貯蔵庫共用)					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	仕様表	添付書類
1	再処理施設のうち使用済燃料受入れ・貯蔵建屋において重大事故が発生し、工場等外への放射線の放出に至るおそれがある場合、燃料貯蔵プール等へ注水し、放射線の放出を抑制するために必要な重大事故等対処設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	注水設備は、大型移送ポンプ車、可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースで構成する。	機能要求①	大型移送ポンプ車 可搬型建屋外ホース 可搬型建屋内ホース ※本項で整理される設備はすべて兼用するため、兼用先で記載されるべき事項を記載する。	基本方針	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VII-2-3 系統図 VII-2-4 配置図 VII-2-5 構造図	【VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 ・注水設備の設備概要、設備構成について設定根拠に関する説明書にて説明する。 【VII-2-3系統図、VII-2-4配置図、VII-2-5構造図】 ・放水設備の系統構成、設置場所について、系統図、配置図にて説明する。 ・放水設備の構造について、構造図にて説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3	大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホースは、放水設備と兼用し、可搬型建屋内ホースはスプレイ設備と兼用する。	設置要求	大型移送ポンプ車 可搬型建屋外ホース 可搬型建屋内ホース ※本項で整理される設備はすべて兼用するため、兼用先で記載されるべき事項を記載する。	基本方針			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4	燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が異常に低下し、工場等外への放射線の放出に至るおそれがある場合、工場等外への放射線の放出を抑制するために、大型移送ポンプ車から供給する水を、可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースを介して燃料貯蔵プール等へ注水できる設計とする。	機能要求① 機能要求②	大型移送ポンプ車 可搬型建屋外ホース 可搬型建屋内ホース ※本項で整理される設備はすべて兼用するため、兼用先で記載されるべき事項を記載する。	設計方針 (個数及び容量)	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書	【重大事故等対処設備の個数及び容量】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5	注水設備の大型移送ポンプ車は、補給水設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、電動駆動ポンプにより構成される補給水設備とは異なる駆動方式である水冷式のディーゼルエンジンにより駆動し、必要な燃料は、補機駆動用燃料補給設備からの補給が可能な設計とすることで補給水設備に対して、多様性を有する設計とする。	設置要求	大型移送ポンプ車 ※本項で整理される設備はすべて兼用するため、兼用先で記載されるべき事項を記載する。	設計方針 (多様性)	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 (以下同じ) 3. 健全性確保のための設計方針 3.1 多様性、位置的分散等 3.1.2 重大事故等対処設備	【重大事故等対処設備の多様性、位置的分散等】 重大事故等対処設備の多様性、位置的分散等について説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6	注水設備の大型移送ポンプ車、可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースは、補給水設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時バックアップを含めて必要な数量を補給水設備が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分けて保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	大型移送ポンプ車 可搬型建屋外ホース 可搬型建屋内ホース ※本項で整理される設備はすべて兼用するため、兼用先で記載されるべき事項を記載する。	設計方針 (位置的分散)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7	注水設備の大型移送ポンプ車は、回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	大型移送ポンプ車 ※本項で整理される設備はすべて兼用するため、兼用先で記載されるべき事項を記載する。	設計方針 (悪影響防止)	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.2 悪影響防止 3.2.2 重大事故等対処設備	【重大事故等対処設備の悪影響防止】 重大事故等対処設備の悪影響防止について説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8	屋外に保管する注水設備の大型移送ポンプ車、可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースは、電撃により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	大型移送ポンプ車 可搬型建屋外ホース 可搬型建屋内ホース ※本項で整理される設備はすべて兼用するため、兼用先で記載されるべき事項を記載する。	設計方針 (悪影響防止)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2 G r (主要4 種層、E施設共用)						第3 G r								
			説明対象	申請対象設備 (1 項変更②)	申請対象設備 (2 項変更③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1 項変更④)	申請対象設備 (2 項変更⑤)	申請対象設備 (別設工認①) 第2ユーティリティ建屋に係る施設	申請対象設備 (別設工認②) 海洋放出管切り離し工事	仕様表	添付書類	添付書類における記載	
1	再処理施設のうち使用済燃料受入れ・貯蔵建屋において重大事故等が発生し、工場等外への放射線の放出に至るおそれがある場合、燃料貯蔵プール等へ注水し、放射線の放出を抑制するために必要な重大事故等対処設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	-	-	-	-	-	-	○	-	基本方針	-	-	-	-	【VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 ・注水設備の設備概要、設備構成について設定根拠に関する説明書にて説明する。	
2	注水設備は、大型移送ポンプ車、可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースで構成する。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	○	-	大型移送ポンプ車 可搬型建屋外ホース 可搬型建屋内ホース ※本項で整理される設備はすべて兼用するため、兼用先で記載されるべき事項を記載する。	-	-	-	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 V-2-3 系統図 V-2-4 配置図 V-2-5 構造図	【VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 ・注水設備の設備概要、設備構成について設定根拠に関する説明書にて説明する。 【V-2-3系統図、V-2-4配置図、V-2-5構造図】 ・放水設備の系統構成、設置場所について、系統図、配置図にて説明する。 ・放水設備の構造について、構造図にて説明する。	
3	大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホースは、放水設備と兼用し、可搬型建屋内ホースはスプレイ設備と兼用する。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	大型移送ポンプ車 可搬型建屋外ホース 可搬型建屋内ホース ※本項で整理される設備はすべて兼用するため、兼用先で記載されるべき事項を記載する。	-	-	-	-	-	
4	燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が異常に低下し、工場等外への放射線の放出に至るおそれがある場合、工場等外への放射線の放出を抑制するために、大型移送ポンプ車から供給する水を、可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースを介して燃料貯蔵プール等へ注水できる設計とする。	機能要求① 機能要求②	-	-	-	-	-	-	○	-	大型移送ポンプ車 可搬型建屋外ホース 可搬型建屋内ホース ※本項で整理される設備はすべて兼用するため、兼用先で記載されるべき事項を記載する。	-	-	-	種類 容量 吐出圧力 寸法 材料 出力 取付箇所 個数	【重大事故等対処設備の個数及び容量】 ・重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。	
5	注水設備の大型移送ポンプ車は、補給水設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、電動駆動ポンプにより構成される補給水設備とは異なる駆動方式である水冷式のディーゼルエンジンにより駆動し、必要な燃料は、補機駆動用燃料補給設備からの補給が可能で設計とすることで補給水設備に対して、多様性を有する設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	大型移送ポンプ車 ※本項で整理される設備はすべて兼用するため、兼用先で記載されるべき事項を記載する。	-	-	-	-	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書(以下同じ) 3. 健全性確保のための設計方針 3.1 多様性、位置的分散等 3.1.2 重大事故等対処設備	【重大事故等対処設備の多様性、位置的分散等】 ・重大事故等対処設備の多様性、位置的分散等について説明する。
6	注水設備の大型移送ポンプ車、可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースは、補給水設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時バックアップを含めて必要な数量を補給水設備が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分けて保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	大型移送ポンプ車 可搬型建屋外ホース 可搬型建屋内ホース ※本項で整理される設備はすべて兼用するため、兼用先で記載されるべき事項を記載する。	-	-	-	-	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書(以下同じ) 3. 健全性確保のための設計方針 3.2 悪影響防止 3.2.2 重大事故等対処設備	【重大事故等対処設備の悪影響防止】 ・重大事故等対処設備の悪影響防止について説明する。
7	注水設備の大型移送ポンプ車は、回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	○	-	大型移送ポンプ車 ※本項で整理される設備はすべて兼用するため、兼用先で記載されるべき事項を記載する。	-	-	-	-	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書(以下同じ) 3. 健全性確保のための設計方針 3.2 悪影響防止 3.2.2 重大事故等対処設備	【重大事故等対処設備の悪影響防止】 ・重大事故等対処設備の悪影響防止について説明する。
8	屋外に保管する注水設備の大型移送ポンプ車、可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースは、電撃により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	○	-	大型移送ポンプ車 可搬型建屋外ホース 可搬型建屋内ホース ※本項で整理される設備はすべて兼用するため、兼用先で記載されるべき事項を記載する。	-	-	-	-	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書(以下同じ) 3. 健全性確保のための設計方針 3.2 悪影響防止 3.2.2 重大事故等対処設備	【重大事故等対処設備の悪影響防止】 ・重大事故等対処設備の悪影響防止について説明する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1 Gr					第2 Gr (貯蔵庫共用)					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
9	注水設備の大型移送ポンプ車は、燃料貯蔵プール等へ大容量の注水を行うための必要な容量を有する設計とする。	機能要求②	大型移送ポンプ車 ※本項で整理される設備はすべて兼用するため、兼用先で記載されるべき事項を記載する。	設計方針(個数及び容量)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10	注水設備の大型移送ポンプ車は必要な台数を有する設計とし、「7.13.1 放水設備」の大型移送ポンプ車を兼用する。	設置要求	大型移送ポンプ車 ※本項で整理される設備はすべて兼用するため、兼用先で記載されるべき事項を記載する。	設計方針(個数及び容量)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
11	燃料貯蔵プール等への水のスプレーで使用する大型移送ポンプ車は、燃料貯蔵プール等へ水をスプレーするために必要な容量を有する設計とする。保有数は、必要な台数を有する設計とし、「7.13.1 放水設備」の大型移送ポンプ車を兼用する。	機能要求② 設置要求	大型移送ポンプ車 ※本項で整理される設備はすべて兼用するため、兼用先で記載されるべき事項を記載する。	設計方針(個数及び容量)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
12	注水設備の可搬型建屋外ホースは、重大事故等への対処に必要な流路を確保するための必要数を確保することに加えて、予備として故障時バックアップを確保する設計とする。	機能要求②	可搬型建屋外ホース ※本項で整理される設備はすべて兼用するため、兼用先で記載されるべき事項を記載する。	設計方針(個数及び容量)	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書	【重大事故等対処設備の個数及び容量】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
13	注水設備の可搬型建屋外ホースは、「7.13.1 放水設備」の可搬型建屋外ホースと兼用する。	設置要求	可搬型建屋外ホース ※本項で整理される設備はすべて兼用するため、兼用先で記載されるべき事項を記載する。	設計方針(個数及び容量)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
14	注水設備の可搬型建屋内ホースは、重大事故等への対処に必要な流路を確保するための必要数を確保することに加えて、予備として故障時バックアップを確保する設計とする。	機能要求②	可搬型建屋内ホース ※本項で整理される設備はすべて兼用するため、兼用先で記載されるべき事項を記載する。	設計方針(個数及び容量)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
15	注水設備の可搬型建屋内ホースは、「1.2.2 スプレー設備」の可搬型建屋内ホースと兼用する。	設置要求	可搬型建屋内ホース ※本項で整理される設備はすべて兼用するため、兼用先で記載されるべき事項を記載する。	設計方針(個数及び容量)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
16	注水設備の大型移送ポンプ車は、汽水の影響に対して耐腐食性材料を使用する設計とする。	機能要求②	大型移送ポンプ車 ※本項で整理される設備はすべて兼用するため、兼用先で記載されるべき事項を記載する。	設計方針(個数及び容量)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2 G r (主要4 種層、E施設共用)						第3 G r							
			説明対象	申請対象設備 (1 項変更②)	申請対象設備 (2 項変更③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1 項変更③)	申請対象設備 (2 項変更④)	申請対象設備 (別設工認①) 第2ユーティリティ建屋に係る施設	申請対象設備 (別設工認②) 海洋放出管切り離し工事	仕様表	添付書類	添付書類における記載
9	注水設備の大型移送ポンプ車は、燃料貯蔵プール等へ大容量の注水を行うための必要な容量を有する設計とする。	機能要求②	-	-	-	-	-	-	○	-	大型移送ポンプ車 ※本項で整理される設備はすべて兼用するため、兼用先で記載されるべき事項を記載する。	-	-	容量		
10	注水設備の大型移送ポンプ車は必要な台数を有する設計とし、「7.13.1 放水設備」の大型移送ポンプ車を兼用する。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	大型移送ポンプ車 ※本項で整理される設備はすべて兼用するため、兼用先で記載されるべき事項を記載する。	-	-	-		
11	燃料貯蔵プール等への水のスプレーで使用する大型移送ポンプ車は、燃料貯蔵プール等へ水をスプレーするために必要な容量を有する設計とする。保有数は、必要な台数を有する設計とし、「7.13.1 放水設備」の大型移送ポンプ車を兼用する。	機能要求② 設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	大型移送ポンプ車 ※本項で整理される設備はすべて兼用するため、兼用先で記載されるべき事項を記載する。	-	-	個数		
12	注水設備の可搬型建屋外ホースは、重大事故等への対処に必要な管路を確保するための必要数を確保することに加えて、予備として故障時バックアップを確保する設計とする。	機能要求②	-	-	-	-	-	-	○	-	可搬型建屋外ホース ※本項で整理される設備はすべて兼用するため、兼用先で記載されるべき事項を記載する。	-	-	個数		
13	注水設備の可搬型建屋外ホースは、「7.13.1 放水設備」の可搬型建屋外ホースと兼用する。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	可搬型建屋外ホース ※本項で整理される設備はすべて兼用するため、兼用先で記載されるべき事項を記載する。	-	-	-		
14	注水設備の可搬型建屋内ホースは、重大事故等への対処に必要な管路を確保するための必要数を確保することに加えて、予備として故障時バックアップを確保する設計とする。	機能要求②	-	-	-	-	-	-	○	-	可搬型建屋内ホース ※本項で整理される設備はすべて兼用するため、兼用先で記載されるべき事項を記載する。	-	-	個数		
15	注水設備の可搬型建屋内ホースは、「1.2.2 スプレー設備」の可搬型建屋内ホースと兼用する。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	可搬型建屋内ホース ※本項で整理される設備はすべて兼用するため、兼用先で記載されるべき事項を記載する。	-	-	-		
16	注水設備の大型移送ポンプ車は、汽水の影響に対して耐腐食性材料を使用する設計とする。	機能要求②	-	-	-	-	-	-	○	-	大型移送ポンプ車 ※本項で整理される設備はすべて兼用するため、兼用先で記載されるべき事項を記載する。	-	-	材料		

VI-1-1-3
設備別記載事項の設定根拠に関する説明書

【重大事故等対処設備の個数及び容量】
重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1 Gr				第2 Gr (貯蔵庫共用)						
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
17	屋外に保管する注水設備の大型移送ポンプ車は、風(台風)及び竜巻に対して、風(台風)及び竜巻による風荷重を考慮し、当該設備の転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。	設置要求	大型移送ポンプ車 ※本項で整理される設備はすべて兼用するため、兼用先で記載されるべき事項を記載する。	設計方針(環境条件等)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
18	屋外に保管する注水設備の可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースは、風(台風)及び竜巻に対して、風(台風)及び竜巻による風荷重を考慮し、収納するコンテナ等に対して転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。	設置要求	可搬型建屋外ホース 可搬型建屋内ホース ※本項で整理される設備はすべて兼用するため、兼用先で記載されるべき事項を記載する。	設計方針(環境条件等)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
19	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる注水設備の大型移送ポンプ車は、「9.1.7地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づき設計とすることでその機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	施設共通 基本設計方針	設計方針(環境条件等)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20	注水設備の大型移送ポンプ車、可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースは、内部発生飛散物の影響を考慮し、外部保管エリアの内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。	設置要求	大型移送ポンプ車 可搬型建屋外ホース 可搬型建屋内ホース ※本項で整理される設備はすべて兼用するため、兼用先で記載されるべき事項を記載する。	設計方針(環境条件等)	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.3 環境条件等 3.3.2 重大事故等対処設備	【重大事故等対処設備の環境条件等】 重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
21	屋外に保管する注水設備の大型移送ポンプ車は、積雪及び火山の影響に対して、積雪に対しては除雪する手順を、火山の影響(降下火砕物による積載荷重)に対しては除灰する手順を保安規定に定めて、管理する。	運用要求	施設共通 基本設計方針	設計方針(環境条件等)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
22	屋外に保管する注水設備の可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースは、コンテナ等に収納して保管し、積雪及び火山の影響に対して、積雪に対しては除雪する手順を、火山の影響(降下火砕物による積載荷重)に対しては除灰する手順を保安規定に定めて、管理する。	運用要求	施設共通 基本設計方針	設計方針(環境条件等)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
23	注水設備の大型移送ポンプ車は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように稼働率の高くなるおそれのない屋外で操作可能な設計とする。	設置要求	大型移送ポンプ車 ※本項で整理される設備はすべて兼用するため、兼用先で記載されるべき事項を記載する。	設計方針(環境条件等)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
24	注水設備の大型移送ポンプ車、可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースは、コネクタ接続に統一することにより、現場での接続が可能な設計とする。	機能要求①	大型移送ポンプ車 可搬型建屋外ホース 可搬型建屋内ホース ※本項で整理される設備はすべて兼用するため、兼用先で記載されるべき事項を記載する。	設計方針(操作性の確保)	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における信頼性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.4 環境条件等 3.3.2 重大事故等対処設備 (1)操作性 a. 操作環境 b. 操作準備 c. 操作内容 d. 代替性 e. 可搬型重大事故等対処設備の接続性	【重大事故等対処設備の操作性の確保】 重大事故等対処設備の操作性の確保について説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
25	注水設備の大型移送ポンプ車は、再処理施設の運転中又は停止中に独立して外観点検、員数確認、性能確認、分解点検等が可能な設計とする。	機能要求①	大型移送ポンプ車 ※本項で整理される設備はすべて兼用するため、兼用先で記載されるべき事項を記載する。	設計方針(試験・検査性)	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における信頼性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.4 環境条件等 3.3.2 重大事故等対処設備 (2)試験・検査性	【重大事故等対処設備の試験・検査性】 重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
26	注水設備の大型移送ポンプ車は、車両として運転状態の確認が可能な設計とする。	機能要求①	大型移送ポンプ車 ※本項で整理される設備はすべて兼用するため、兼用先で記載されるべき事項を記載する。	設計方針(試験・検査性)	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における信頼性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.4 環境条件等 3.3.2 重大事故等対処設備 (2)試験・検査性	【重大事故等対処設備の試験・検査性】 重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2 G r (主要4種層、E施設共用)						第3 G r							
			説明対象	申請対象設備 (1項変更②)	申請対象設備 (2項変更③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更③)	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (別設工認①) 第2ユーティリティ建屋に係る施設	申請対象設備 (別設工認②) 海洋放出管切り離し工事	仕様表	添付書類	添付書類における記載
17	屋外に保管する注水設備の大型移送ポンプ車は、風(台風)及び竜巻に対して、風(台風)及び竜巻による風荷重を考慮し、当該設備の転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	大型移送ポンプ車 ※本項で整理される設備はすべて兼用するため、兼用先で記載されるべき事項を記載する。	-	-	-	-	
18	屋外に保管する注水設備の可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースは、風(台風)及び竜巻に対して、風(台風)及び竜巻による風荷重を考慮し、収納するコンテナ等に対して転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	可搬型建屋外ホース 可搬型建屋内ホース ※本項で整理される設備はすべて兼用するため、兼用先で記載されるべき事項を記載する。	-	-	-	-	
19	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる注水設備の大型移送ポンプ車は、「9.1.7地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	-	-	-	-	-	-	○	-	施設共通 基本設計方針	-	-	-	-	
20	注水設備の大型移送ポンプ車、可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースは、内部発生飛散物の影響を考慮し、外部保管エリアの内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	大型移送ポンプ車 可搬型建屋外ホース 可搬型建屋内ホース ※本項で整理される設備はすべて兼用するため、兼用先で記載されるべき事項を記載する。	-	-	-	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における信頼性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.3 環境条件等 3.3.2 重大事故等対処設備	【重大事故等対処設備の環境条件等】 重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。
21	屋外に保管する注水設備の大型移送ポンプ車は、積雪及び火山の影響に対して、積雪に対しては除雪する手順を、火山の影響(降下火砕物による積載荷重)に対しては除灰する手順を保安規定に定めて、管理する。	運用要求	-	-	-	-	-	-	○	-	施設共通 基本設計方針	-	-	-	-	
22	屋外に保管する注水設備の可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースは、コンテナ等に収納して保管し、積雪及び火山の影響に対して、積雪に対しては除雪する手順を、火山の影響(降下火砕物による積載荷重)に対しては除灰する手順を保安規定に定めて、管理する。	運用要求	-	-	-	-	-	-	○	-	施設共通 基本設計方針	-	-	-	-	
23	注水設備の大型移送ポンプ車は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように稼働率の高くなるおそれのない屋外で操作可能な設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	大型移送ポンプ車 ※本項で整理される設備はすべて兼用するため、兼用先で記載されるべき事項を記載する。	-	-	-	-	
24	注水設備の大型移送ポンプ車、可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースは、コネクタ接続に統一することにより、現場での接続が可能な設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	○	-	大型移送ポンプ車 可搬型建屋外ホース 可搬型建屋内ホース ※本項で整理される設備はすべて兼用するため、兼用先で記載されるべき事項を記載する。	-	-	-	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における信頼性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.4 環境条件等 3.3.2 重大事故等対処設備 (1)操作性 a. 操作環境 b. 操作準備 c. 操作内容 d. 操作性 e. 可搬型重大事故等対処設備の接続性	【重大事故等対処設備の操作性の確保】 重大事故等対処設備の操作性の確保について説明する。
25	注水設備の大型移送ポンプ車は、再処理施設の運転中又は停止中に独立して外観点検、負荷確認、性能確認、分解点検等が可能な設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	○	-	大型移送ポンプ車 ※本項で整理される設備はすべて兼用するため、兼用先で記載されるべき事項を記載する。	-	-	-	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における信頼性に関する説明書 3.4 環境条件等 3.3.2 重大事故等対処設備 (2)試験・検査性	【重大事故等対処設備の試験・検査性】 重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。
26	注水設備の大型移送ポンプ車は、車両として運転状態の確認が可能な設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	○	-	大型移送ポンプ車 ※本項で整理される設備はすべて兼用するため、兼用先で記載されるべき事項を記載する。	-	-	-	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における信頼性に関する説明書 3.4 環境条件等 3.3.2 重大事故等対処設備 (2)試験・検査性	【重大事故等対処設備の試験・検査性】 重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。

凡例
・「説明対象」について
○：当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目
△：当該申請回次以前から記載しており、記載内容に変更がない項目
-：当該申請回次で記載しない項目

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1 Gr				第2 Gr (貯蔵庫共用)						
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	再処理施設のうち使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合酸液貯蔵建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋において重大事故等が発生し、大気中へ放出した放射性物質が建物への放水によって再処理施設の敷地に隣接する尾根沼及び海洋へ放射性物質が流出するおそれがある場合、放射性物質の流出を抑制するために必要な重大事故等対策設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	抑制設備は、可搬型汚濁水拡散防止フェンス、放射性物質吸着材、小型船舶及び運搬車で構成する。	機能要求①	可搬型汚濁水拡散防止フェンス 放射性物質吸着材 小型船舶 運搬車	基本方針			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3	抑制設備は、再処理施設のうち使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合酸液貯蔵建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋において重大事故等が発生し、再処理施設の敷地に隣接する尾根沼及び海洋へ放射性物質が流出するおそれがある場合、再処理施設の敷地を渡る排水路 (雨水集水柵5箇所) に可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び放射性物質吸着材を設置して、放射性物質の流出を抑制できる設計とする。	設置要求	可搬型汚濁水拡散防止フェンス 放射性物質吸着材 運搬車	基本方針			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4	抑制設備は、海洋への放射性物質の流出を抑制するために、可搬型汚濁水拡散防止フェンスを尾根沼 (2箇所) へ設置して、放射性物質の流出を抑制できる設計とする。	設置要求	可搬型汚濁水拡散防止フェンス 小型船舶 運搬車	基本方針	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VII-2-3 系統図 VII-2-4 配置図	【VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 ・敷地外の河川、湖沼等への放射性物質の流出を抑制するための設備 (抑制設備) の設備概要、設備構成について設定根拠に関する説明書にて説明する。 【VII-2-3系統図、VII-2-4配置図】 ・抑制設備の系統構成、設置場所について、系統図、配置図にて説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5	抑制設備の放射性物質吸着材及び小型船舶は、運搬車により運搬できる設計とする。	設置要求	放射性物質吸着材 小型船舶	基本方針			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6	排水路に設置する抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンスは、運搬車により運搬できる設計とする。	設置要求	可搬型汚濁水拡散防止フェンス	基本方針			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7	尾根沼に設置する抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンスは、ホース展開車及び可搬型中型移送ポンプ運搬車で運搬できる設計とする。	設置要求	可搬型汚濁水拡散防止フェンス	基本方針			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8	抑制設備は、MOX燃料加工施設と共用する。	機能要求①	施設共通 基本設計方針	基本方針	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対策設備が使用される条件の下における信頼性に関する説明書	【抑制設備の共用について】 MOX燃料加工施設における重大事故等対策に同時に対処すること考慮し、十分な数量及び容量を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさないことを説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
9	抑制設備は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対策で同様の対処を実施することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	施設共通 基本設計方針	基本方針	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対策設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.1 多様性、位置的分散等 3.1.2 重大事故等対策設備	【重大事故等対策設備の多様性、位置的分散等】 重大事故等対策設備の多様性、位置的分散等について説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10	抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス、放射性物質吸着材及び小型船舶は、故障時バックアップを含めて必要な数量を施設の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	可搬型汚濁水拡散防止フェンス 放射性物質吸着材 小型船舶	設計方針 (位置的分散)	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対策設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.2 悪影響防止 3.2.2 悪影響防止 3.2.2 重大事故等対策設備	【重大事故等対策設備の悪影響防止】 重大事故等対策設備の悪影響防止について説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
11	屋外に保管する抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び放射性物質吸着材は、電巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとること他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	設置要求	可搬型汚濁水拡散防止フェンス 放射性物質吸着材	設計方針 (悪影響防止)	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対策設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.2 悪影響防止 3.2.2 悪影響防止 3.2.2 重大事故等対策設備	【重大事故等対策設備の悪影響防止】 重大事故等対策設備の悪影響防止について説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2 G r (主要4種屋、E施設共用)						第3 G r							
			説明対象	申請対象設備 (1項変更②)	申請対象設備 (2項変更③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更③)	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (別設工認①) 第2ユーティリティ建物に係る施設	申請対象設備 (別設工認②) 海洋放出管切り離し工事	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	再処理施設のうち使用済燃料受入れ・貯蔵建物、前処理建物、分離建物、精製建物、ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建物及び高レベル廃液ガラス固化建物において重大事故等が発生し、大気中へ放出した放射性物質が建物への放水によって再処理施設の敷地に隣接する尾根沼及び海洋へ放射性物質が流出するおそれがある場合、放射性物質の流出を抑制するために必要な重大事故等対策設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	-	-	-	-	-	-	○	-	基本方針	-	-	-		
2	抑制設備は、可搬型汚濁水拡散防止フェンス、放射性物質吸着材、小型船舶及び運搬車で構成する。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	○	-	可搬型汚濁水拡散防止フェンス 放射性物質吸着材 小型船舶 運搬車	-	-	-		
3	抑制設備は、再処理施設のうち使用済燃料受入れ・貯蔵建物、前処理建物、分離建物、精製建物、ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建物及び高レベル廃液ガラス固化建物において重大事故等が発生し、再処理施設の敷地に隣接する尾根沼及び海洋へ放射性物質が流出するおそれがある場合、再処理施設の敷地を遡る排水路 (雨水集水軒5箇所) に可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び放射性物質吸着材を設置して、放射性物質の流出を抑制できる設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	可搬型汚濁水拡散防止フェンス 放射性物質吸着材 運搬車	-	-	-		
4	抑制設備は、海洋への放射性物質の流出を抑制するために、可搬型汚濁水拡散防止フェンスを尾根沼 (2箇所) へ設置して、放射性物質の流出を抑制できる設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	可搬型汚濁水拡散防止フェンス 小型船舶 運搬車	-	-	-	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-2-3 系統図 VI-2-4 配置図	【VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 ・敷地外の河川、湖沼等への放射性物質の流出を抑制するための設備 (抑制設備) の設備概要、設備構成について設定根拠に関する説明書にて説明する。 【VI-2-3系統図、VI-2-4配置図】 ・抑制設備の系統構成、設置場所について、系統図、配置図にて説明する。
5	抑制設備の放射性物質吸着材及び小型船舶は、運搬車により運搬できる設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	放射性物質吸着材 小型船舶	-	-	-		
6	排水路に設置する抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンスは、運搬車により運搬できる設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	可搬型汚濁水拡散防止フェンス	-	-	-		
7	尾根沼に設置する抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンスは、ホース展開車及び可搬型中型移送ポンプ運搬車で運搬できる設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	可搬型汚濁水拡散防止フェンス	-	-	-		
8	抑制設備は、MOX燃料加工施設と共用する。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	○	-	施設共通 基本設計方針	-	-	-	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対策設備が使用される条件下における信頼性に関する説明書	【抑制設備の共用について】 MOX燃料加工施設における重大事故等対策に同時に対処すること考慮し、十分な数量及び容量を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさないことを説明する。
9	抑制設備は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対策で同様の対策を実施することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	○	-	施設共通 基本設計方針	-	-	-		
10	抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス、放射性物質吸着材及び小型船舶は、放物時バックアップを含めて必要な設置を施設の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	可搬型汚濁水拡散防止フェンス 放射性物質吸着材 小型船舶	-	-	-	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対策設備が使用される条件下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.1 多様性、位置的分散等 3.1.2 重大事故等対策設備	【重大事故等対策設備の多様性、位置的分散等】 重大事故等対策設備の多様性、位置的分散等について説明する。
11	屋外に保管する抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び放射性物質吸着材は、電巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に影響を及ぼさない設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	可搬型汚濁水拡散防止フェンス 放射性物質吸着材	-	-	-	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対策設備が使用される条件下における健全性に関する説明書 3.2 悪影響防止 3.2.2 重大事故等対策設備	【重大事故等対策設備の悪影響防止】 重大事故等対策設備の悪影響防止について説明する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1 Gr				第2 Gr (貯蔵庫共用)					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	仕様表	添付書類
12	MOX燃料加工施設と共用する抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンスは、海洋、河川、湖沼等への放射性物質の流出を抑制するため、設置場所に応じた高さ及び幅を有する設計とする。保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な数量を確保する設計とする。	設置要求	可搬型汚濁水拡散防止フェンス	設計方針(個数及び容量)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
13	必要数は、雨水収集機5箇所の設置場所に計10本(高さ約0.50m、幅約11.0m(4本)、高さ約0.50m、幅約3.3m(2本)、高さ約0.73m、幅約4.2m(2本))、高さ約0.63m、幅約8.4m(2本)及び尾根取付2箇所の設置場所に計106本(高さ約4.0m、幅約20.0m)の合計116本を設ける設計とする。また、予備については、故障時の予備用として各設置場所に対して計116本を設けることとし、予備を含めた保有数として設置場所7箇所分の合計232本を設ける設計とする。	設置要求	可搬型汚濁水拡散防止フェンス	設計方針(個数及び容量)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
14	MOX燃料加工施設と共用する抑制設備の放射性物質吸着材は、再処理施設の敷地を通る排水路を考慮して、排水路に設置するため、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な数量を確保する設計とする。	設置要求	放射性物質吸着材	設計方針(個数及び容量)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
15	必要数は、敷地を通る各排水路の雨水収集機(5箇所)に応じた量の合計約5,430kgを設ける設計とする。また、予備については、故障時の予備用として各設置場所に対して計約5,430kgを設けることとし、予備を含めた保有数として設置場所5箇所分の合計約10,860kgを設ける設計とする。	設置要求	放射性物質吸着材	設計方針(個数及び容量)	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書	【重大事故等対処設備の個数及び容量】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
16	MOX燃料加工施設と共用する抑制設備の小型船舶は、尾根沼に可搬型汚濁水拡散防止フェンスを設置するために必要な能力を有する設計とする。また、保有数は、必要数として1艇、予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを2艇の合計3艇以上を確保する設計とする。	設置要求	小型船舶	設計方針(個数及び容量)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
17	MOX燃料加工施設と共用する抑制設備の運搬車は、可搬型汚濁水拡散防止フェンス、放射性物質吸着材及び小型船舶を運搬するために、保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する設計とする。	設置要求	運搬車	設計方針(個数及び容量)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
18	保守点検による待機除外時バックアップについては、同型設備である「7.4.2.1 代替安全冷却水系」の運搬車の保守点検による待機除外時バックアップと兼用する。	設置要求	運搬車	設計方針(個数及び容量)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2 G r (主要4 種層、E施設共用)						第3 G r							
			説明対象	申請対象設備 (1 項変更②)	申請対象設備 (2 項変更③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1 項変更③)	申請対象設備 (2 項変更④)	申請対象設備 (別設工認① 第2ニューティリティ建屋に係る施設)	申請対象設備 (別設工認② 海洋放出管切り離し工事)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
12	MOX燃料加工施設と共用する抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンスは、海洋、河川、湖沼等への放射性物質の流出を抑制するため、設置場所に応じた高さ及び幅を有する設計とするとともに、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な数量を確保する設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	可搬型汚濁水拡散防止フェンス	-	-	-	-	-
13	必要数は、雨水収集機5箇所の設置場所に計10本(高さ約0.50m、幅約11.0m(4本)、高さ約0.50m、幅約3.3m(2本)、高さ約0.73m、幅約4.2m(2本)、高さ約0.63m、幅約8.4m(2本))及び尾根取溜2箇所の設置場所に計106本(高さ約4.0m、幅約20.0m)の合計116本を設ける設計とする。また、予備については、故障時の予備用として各設置場所に対して計116本を設けることとし、予備を含めた保有数として設置場所7箇所分の合計232本を設ける設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	可搬型汚濁水拡散防止フェンス	-	-	-	-	-
14	MOX燃料加工施設と共用する抑制設備の放射性物質吸着材は、再処理施設の敷地を通る排水路を考慮して、排水路に設置するため、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な数量を確保する設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	放射性物質吸着材	-	-	-	-	-
15	必要数は、敷地を通る各排水路の雨水収集機(5箇所)に応じた量の合計約5,430kgを設ける設計とする。また、予備については、故障時の予備用として各設置場所に対して計約5,430kgを設けることとし、予備を含めた保有数として設置場所5箇所分の合計約10,860kgを設ける設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	放射性物質吸着材	-	-	-	-	-
16	MOX燃料加工施設と共用する抑制設備の小型船舶は、尾根取溜に可搬型汚濁水拡散防止フェンスを設置するために必要な能力を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として1艇、予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを2艇の合計3艇以上を確保する設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	小型船舶	-	-	-	-	-
17	MOX燃料加工施設と共用する抑制設備の運搬車は、可搬型汚濁水拡散防止フェンス、放射性物質吸着材及び小型船舶を運搬するために、保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	運搬車	-	-	-	-	-
18	保守点検による待機除外時バックアップについては、同型設備である「7.4.2.1 代替安全冷却水系」の運搬車の保守点検による待機除外時バックアップと兼用する。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	運搬車	-	-	-	-	-

VI-1-1-3
設備別記載事項の設定根拠に関する説明書

【重大事故等対処設備の個数及び容量】
重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1 Gr				第2 Gr (貯蔵庫共用)						
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
19	抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び小型船舶は、汽水の影響に対して耐腐食性材料を使用する設計とする。	設置要求	可搬型汚濁水拡散防止フェンス 小型船舶	設計方針 (環境条件等)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20	屋外に保管する抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び放射性物質吸着材は、風(台風)及び竜巻に対して、風(台風)及び竜巻による風荷重を考慮し、収納するコンテナ等に対して転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。	設置要求	可搬型汚濁水拡散防止フェンス 放射性物質吸着材	設計方針 (環境条件等)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
21	抑制設備の小型船舶は、外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水槽及び第2保管庫・貯水槽に保管し、風(台風)等により機能を損なわない設計とする。	設置要求	小型船舶	設計方針 (環境条件等)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
22	屋外に保管する抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び放射性物質吸着材は、コンテナ等に収納して保管し、積雪及び火山の影響に対して、積雪に対しては除雪する手順を、火山の影響(降下物による積載荷重)に対しては除灰する手順を保安規定に定めて、管理する。	運用要求	施設共通 基本設計方針	設計方針 (環境条件等)	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.3 環境条件等 3.3.2 重大事故等対処設備	【重大事故等対処設備の環境条件等】 重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
23	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる抑制設備の小型船舶は、「9.1.7地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	小型船舶	設計方針 (環境条件等)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
24	抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス、放射性物質吸着材及び小型船舶は、内部発生飛散物の影響を考慮し、外部保管エリアの内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。	設置要求	可搬型汚濁水拡散防止フェンス 放射性物質吸着材 小型船舶	設計方針 (環境条件等)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
25	抑制設備の小型船舶は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように稼働率の高くなるおそれの少ない屋外で操作可能な設計とする。	設置要求	小型船舶	設計方針 (環境条件等)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
26	抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンスは、簡便な接続方式とすることで、現場での接続が可能な設計とする。	機能要求①	可搬型汚濁水拡散防止フェンス	設計方針 (操作性の確保)	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における信頼性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.4 環境条件等 3.3.2 重大事故等対処設備 (1)操作性 a. 操作環境 b. 操作手順 c. 操作内容 d. 切替性 e. 可搬型重大事故等対処設備の接続性	【重大事故等対処設備の操作性の確保】 重大事故等対処設備の操作性の確保について説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
27	抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び放射性物質吸着材は、再処理施設の運転中又は停止中に外観の確認が可能な設計とする。	機能要求①	可搬型汚濁水拡散防止フェンス 放射性物質吸着材	設計方針 (試験・検査性)	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における信頼性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.4 環境条件等 3.3.2 重大事故等対処設備 (2)試験・検査性	【重大事故等対処設備の試験・検査性】 重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
28	抑制設備の小型船舶は再処理施設の運転中又は停止中に外観点検、員数確認、性能確認が可能な設計とする。	機能要求①	小型船舶	設計方針 (試験・検査性)	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における信頼性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.4 環境条件等 3.3.2 重大事故等対処設備 (2)試験・検査性	【重大事故等対処設備の試験・検査性】 重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2 G r (主要4種層、E施設共用)						第3 G r								
			説明対象	申請対象設備 (1項変更②)	申請対象設備 (2項変更③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更③)	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (別設工認①) 第2ユーティリティ建屋に係る施設	申請対象設備 (別設工認②) 海洋放出管切り離し工事	仕様表	添付書類	添付書類における記載	
19	抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び小型船舶は、汽水の影響に対して耐腐食性材料を使用する設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-
20	屋外に保管する抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び放射性物質吸着材は、風(台風)及び竜巻に対して、風(台風)及び竜巻による風荷重を考慮し、収納するコンテナ等に対して転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-
21	抑制設備の小型船舶は、外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水槽及び第2保管庫・貯水槽に保管し、風(台風)等により機能を損なわない設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-
22	屋外に保管する抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び放射性物質吸着材は、コンテナ等に収納して保管し、積雪及び火山の影響に対して、積雪に対しては除雪する手順を、火山の影響(降下火砕物による積載荷重)に対しては除灰する手順を保安規定に定めて、管理する。	運用要求	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.3 環境条件等 3.3.2 重大事故等対処設備
23	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる抑制設備の小型船舶は、「9.1.7地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-
24	抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス、放射性物質吸着材及び小型船舶は、内部発生飛散物の影響を考慮し、外部保管エリアの内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-
25	抑制設備の小型船舶は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように稼働率の高くなるおそれの少ない屋外で操作可能な設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-
26	抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンスは、簡便な接続方式とすることで、現場での接続が可能な設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における信頼性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.4 環境条件等 3.3.2 重大事故等対処設備 (1)操作性 a. 操作環境 b. 操作準備 c. 操作内容 d. 切替性 e. 可搬型重大事故等対処設備の接続性
27	抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び放射性物質吸着材は、再処理施設の運転中又は停止中に外観の確認が可能な設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-
28	抑制設備の小型船舶は再処理施設の運転中又は停止中に外観点検、員数確認、性能確認が可能な設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における信頼性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.4 環境条件等 3.3.2 重大事故等対処設備 (2)試験・検査性

凡例
・「説明対象」について
○：当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目
△：当該申請回次以前から記載しており、記載内容に変更がない項目
-：当該申請回次で記載しない項目

別紙3

基本設計方針の添付書類への展開

※本別紙は追而とする。

別紙4

添付書類の発電炉との比較

※本別紙は追而とする。

別紙5

補足説明すべき項目の抽出

※本別紙は追而とする。

別紙6

変更前記載事項の 既工認等との紐づけ

※本別紙は、別紙1による基本設計方針の記載事項の確定後に示す。